

令和 4 年

第 2 回西原村定例会会議録

令和 4 年 6 月 1 4 日

令和 4 年 6 月 1 7 日

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和4年第2回定例会会期日程表

月 日	曜	開 議 時 刻	区 分	日 程	備 考
6月14日	火	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・村長提案理由説明 ・休会の件について ・全員協議会 ・常任委員会 	
6月15日	水		休 会	<ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会 	
6月16日	木	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（5名） ・議案審議 （報告第1号～第3号） 	・予算
6月17日	金	午前10時	本会議	<ul style="list-style-type: none"> ・議案審議 （議案第27号～ 議案第34号） （同意第2号） ・発議第4号 ・組合議会報告 ・委員会の閉会中の継続 調査申出 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算 ・一般 議案

ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程は6月24日までとする。

提 出 議 案 等

(令和4年6月14日提出)

(村長提出議案)

- 報告第 1号 令和3年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 2号 令和3年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 報告第 3号 令和3年度西原村介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 議案第27号 熊本県市町村総合事務組合理約の一部変更について
- 議案第28号 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について
- 議案第29号 令和4年度西原村一般会計補正予算(第1号)について
- 議案第30号 令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第31号 令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について
- 議案第32号 令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)について
- 議案第33号 物品購入契約の締結について
- 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 同意第 2号 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

(令和4年6月16日提出)

(一般質問)

1 番 尾崎幸穂君 2 番 高本孝嗣君 3 番 西口義充君 4 番 坂本隆文君
5 番 中西義信君

(令和4年6月17日提出)

(村長提出議案)

村長 日置和彦君の退職申し出の件について

目 次

第1号（6月14日）

議事日程第1号	1
応招議員氏名	2
出席議員氏名	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	4
開会・開議	5
日程第 1 会議録署名議員の指名	5
日程第 2 会期の決定について	5
日程第 3 諸般の報告	5
日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～同意第2号）	5
日程第 5 休会の件について	10
散 会	10

第2号（6月16日）

議事日程第2号	11
応招議員氏名	12
出席議員氏名	13
事務局職員出席者	13
説明のため出席した者の職氏名	14
開 議	15
日程第 1 一般質問	15
(尾崎幸穂)	15
・西原村総合体育館について	
・西原村総合体育館内の会議室について	
(高本孝嗣)	23
・有害鳥獣対策について	
・農業振興について	
(西口義充)	32
・村道清掃に伴う管理の見直しについて	
・TSMCの進出による今後の雇用による生徒への影響について	
・東海大学の進出について	
(坂本隆文)	41
・山西小学校正門の西側は道路拡張されているが、東側の拡張計画はあるのか	

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 村営団地に防犯カメラの設置を ・ 移住者に対しての住宅補助について 	
		(中西義信)	5 1
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地の冠水対策について ・ 県道改良工事の進捗状況について ・ 西原村決算認定時の「主要な施策の成果に関する説明書」について 	
日程第 2	報告第 1号	令和3年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	5 9
日程第 3	報告第 2号	令和3年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について	6 1
日程第 4	報告第 3号	令和3年度西原村介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について	6 2
散 会		6 3

第3号 (6月17日)

議事日程第3号	6 5	
応招議員氏名	6 7	
出席議員氏名	6 8	
事務局職員出席者	6 8	
説明のため出席した者の職氏名	6 9	
開 議	7 0	
日程第 1	議案第27号	熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について.....	7 0
日程第 2	議案第28号	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について.....	7 1
日程第 3	議案第29号	令和4年度西原村一般会計補正予算(第1号)について.....	7 2
日程第 4	議案第30号	令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について.....	8 1
日程第 5	議案第31号	令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について.....	8 2
日程第 6	議案第32号	令和4年度西原村工業用水道事業会	

		計補正予算（第1号）について……………	84
日程第 7	議案第33号	物品購入契約の締結について……………	86
日程第 8	議案第34号	工事請負契約の締結について……………	88
日程第 9	同意第 2号	西原村教育委員会委員の任命につき 同意を求めることについて……………	90
日程第10	発議第 4号	西原村議会会議規則第129条に伴 う議員派遣について……………	92
日程第11		組合議会の報告等について……………	92
日程第12		委員会の閉会中の継続調査申出書について……………	93
追加日程第1	村長 日置和彦君	の退職申し出の件について……………	94
閉 会		……………	103
署 名		……………	105

第 1 号 (6 月 1 4 日)

令和4年第2回西原村議会定例会会議録

令和4年6月14日、令和4年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和4年6月14日（火曜日） 議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 村長提案理由説明（報告第1号～同意第2号）

日程第 5 休会の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (1名)

3 番	小 城 保 弘 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	吉井誠君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
建設課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は小城議員より欠席届が出ております。

第2回の定例会が招集されましたところ、定足数に達しておりますので、令和4年第2回西原村議会定例会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第1号のとおり行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番議員、宮田勝則君、1番議員、尾崎幸穂君を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、5月27日に行われました議会運営委員会の中で本日14日より17日までの4日間と想定しております。ただし、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を6月24日までの11日間としますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、よって会期は、本日14日より17日までの4日間を想定しますが、新型コロナウイルス感染症対策として、会期日程を6月24日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

諸報告として、議長から、会議規則第129条ただし書の規定により、議員の派遣について報告します。

5月19日に熊本県議長会臨時総会が開催され、熊本県議長会会長に、球磨郡あさぎり町議会議長の徳永正道さんが新会長に選任されました。

5月30日から31日にかけて、正副議長研修及び県関係国会議員への要望活動を東京で行ってきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、村長に提案理由の説明を求めます。

（村長 日置和彦君 登壇 説明）

○村長（日置和彦君）おはようございます。

令和4年第2回西原村議会定例会の招集をお願いしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに大変ご多忙の中、9名のご出席を賜り、誠にありがとうございます。

熊本地震から6年がたち、集落の復旧も全て完成し、今年の3月には復興のシンボルである総合体育館の落成式も無事に終え、残すは公園整備だけとなりました。大きな事業が一つ一つ完成し、完全復興も手の届くところまで

来た実感しているところであります。これまで議員各位のご助言とご指導、職員の頑張り、住民の協力、そして国・県からの財政支援など多くの方々に感謝しなければならないと思っております。

震災当時、変わり果てた集落の姿を見れば、今後どうなるか、西原村は元どおりになるのか、復旧の財源は大丈夫なのか、マンパワーは足りるのか、住民の協力は得られるのかと色々な心配ばかりでありました。しかし、全てがうまくかみ合い今日を迎えています。誠に感慨深い思いであります。携わっていただいた全ての皆さんに感謝を申し上げます。今後は、起債の償還が続きますが、今後取り組む事業も推進し、財政と照らし合わせながら将来を見据えた村づくりに邁進して行かなければならないと職員一同強く思っております。

また、世界中を震撼させています新型コロナウイルス感染症については、最近減少傾向にあるものの、本村においては、今年の1月から5月末までに約320名ほどの感染者が発生しており、今しばらくは注視してまいります。特に若い世代の10歳未満、10歳代の感染者が多発しており、全体の約46%となっております。今後始まる4回目接種も多くの人にご協力をいただきたいと思っております。そして、西原村も持続的に感染者0を続けられるよう願うものであります。

世界的半導体メーカーTSMCが菊陽町に進出します。菊陽町を中心に隣接する自治体においては、関連企業の進出が予想され、工業用地の確保や造成工事等に早急に対応するよう求められています。本村も地の利を生かし、用地確保やそれに伴う設計等に着手しております。一日も早く受入れ体制を確立し、県の情報を把握し、また、費用対効果とも併せ試算しながら早急かつ慎重に進めてまいります。

震災事業が終わろうとしており、今後は村の安定した発展につながる施策へとかじを向け進めて行けたらと考えています。

新年度になり2か月半が過ぎ、人事異動と併せ新課長3名、新規採用6名が各担当課に配属され、慣れない仕事に懸命に頑張っております。一般質問も新課長の担当課に集中しておりますが、初めての一般質問であり、議員各位におかれましては、特に建設課長は未知の担当課でありますので柔軟な対応でよろしく願いいたします。

今後も多くの事業が控えておりますが、財政支援のない案件が多くありますが、何かと知恵を絞り、村の将来に向け、震災から一步抜け出し、新しい村づくりに議員各位のご指導とご協力を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明をさせていただきます。

報告第1号、令和3年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回報告いたします事業としましては、15件の事業です。

翌年度繰越額としましては、6億757万7,000円を計上しております。その財源としましては、既収入特定財源1億6,438万2,000円、未収入特定財源の国・県支出金2億7,456万3,000円、地方債1億4,730万円、その他の特定財源28万1,000円及び一般財源2,105万1,000円となっております。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

報告第2号、令和3年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回報告いたします事業としましては、土木費3件の事業です。

翌年度繰越額といたしましては、3,244万670円を計上しております。その財源といたしましては、既収入特定財源1,000万円、未収入特定財源国・県等補助金976万2,000円、地方債910万円、一般財源357万8,670円となっております。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

報告第3号、令和3年度西原村介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてご説明申し上げます。

今回報告いたします事業としましては、総務費の2件の事業です。

翌年度繰越額といたしましては、4,115万1,000円を計上しております。その財源といたしましては、未収入特定財源の国・県支出金4,115万1,000円となっております。

これらの事業につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告させていただくものでございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第27号、熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について、ご説明申し上げます。

本案は、小国町外一ヶ町公立病院組合が小国郷公立病院組合への名称変更に伴う組合規約の一部変更でございます。熊本県市町村総合事務組合規約を変更しようとするときは、地方自治法の規定により、議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第28号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてご説明申し上げます。

熊本広域行政不服審査会へ新たに山鹿市が加入することに伴う規約の一部変更でございます。熊本広域行政不服審査会共同設置規約を変更しようとする

るときは、地方自治法の規定により、構成市町村の議会の議決を経る必要がございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第29号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,623万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,384万3,000円と定めるものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し上げますと、歳入では、総務費国庫補助金9,213万9,000円の増額補正、基金繰入金1億6,250万円の増額補正でございます。

歳出におきましては、商工業振興費8,297万6,000円の増額補正、工業団地造成事業費1億2,300万円でございます。

また、人事異動等に伴う人件費等の組替えを行っております。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第30号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,116万5,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、県支出金45万円の増額補正、繰入金42万円の減額補正でございます。

歳出につきましては、総務費42万円の減額補正、保健事業費45万円の増額補正でございます。

詳細につきましては、保健衛生課長よりご説明いたします。

議案第31号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億824万2,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、歳入につきましては、繰入金1,300万円の増額補正でございます。

歳出につきましては、業務費1,318万4,000円の増額補正であります。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第32号、令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の収益的収入支出予定額とそれぞれ同額とし、収益的収入支出をそれぞれ2,621万8,000円と定めるものでございます。

主な内容を申し上げますと、支出につきましては、営業費用298万円の減額補正、予備費298万円の増額補正であります。

また、資本的支出予定額を589万6,000円増額するものでございます。

主な内容を申し上げますと、建設改良費589万6,000円の増額補正であります。

詳細につきましては、建設課長よりご説明いたします。

議案第33号、物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの購入につきまして、指名競争入札により、契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたします。

議案第34号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

今回提案させていただきます工事請負契約につきましては、役場庁舎空調設備他改修工事につきまして、指名競争入札により、契約の相手方が決定いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長よりご説明申し上げます。

同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

西原村教育委員会教育委員竹下あずさ氏は、令和4年6月30日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条の規定により、令和4年7月1日から令和8年6月30日までの4年間です。

詳細につきましては、総務課長よりご説明いたしますので、何とぞよろしくご審議をいただき、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

以上、今期定例会に提案いたしました報告3件、議案8件、同意1件、以上の合計12件につきまして、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。大変お世話になります。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前10時19分）

（午前10時20分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

○村長（日置和彦君）今の説明で訂正をさせていただきます。

議案第30号であります。令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての説明の中で、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,116万5,000円が正しい数字でありまして、言いましたのが9億1,000万円ということで、訂正をお願いします。

○議長（山下一義君）以上で、村長の提案理由の説明は終わりました。

日程第5、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。明日15日は本会議を休会したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、明日15日は本会議を休会します。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は16日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午前10時22分 散会

第 2 号 (6 月 1 6 日)

令和4年第2回西原村議会定例会会議録

令和4年6月16日、令和4年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和4年6月16日（木曜日） 議事日程第2号

日程第 1 一般質問

日程第 2 報告第 1号 令和3年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 3 報告第 2号 令和3年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

日程第 4 報告第 3号 令和3年度西原村介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (1名)

3 番	小 城 保 弘 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	吉井誠君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
建設課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は小城議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第2号のとおり行います。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、5月27日に行われました議会運営委員会の中で、発言時間は50分以内と決定しておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、50分以内と決定します。

受領番号5番、1番議員、尾崎幸穂君、件数2件、発言を許します。

（1番議員 尾崎幸穂君 登壇 質問）

○1番議員（尾崎幸穂君）おはようございます。1番議員、尾崎幸穂です。

通告書に従い、2件の質問をさせていただきます。

熊本地震から6年が過ぎ、村内各地域の復旧、復興が西原村総合体育館の完成とともに着実に形となってきました。

令和4年4月19日より、新しく防災拠点となる西原村総合体育館の利用が始まり、体育館施設の利用方法や総合運動公園の完成予定図が広報西原に掲載されると、村民の方々から様々なご意見やご質問をいただき、皆さんの西原村総合体育館、総合運動公園に対する関心の高さを改めて実感いたしました。村民の皆様からいただいたご意見や、私自身が会議室を利用させていただいた実体験を基に質問をさせていただきます。

まず、1つ目は、西原村総合体育館についてです。

1つ、現在までの体育館施設、体育館、トレーニングルーム、多目的室、会議室の利用状況はどのようになっているか。

2つ、村外の方にも多く利用していただくために、告知などの活動をしているか。また、されていないとしたら、今後される予定はあるか。

3つ、夜に体育館の利用がない場合、館内の照明をつけないため、外から見ると真っ暗で閉館しているように見えるが館内のランニングコースを利用されたい方が勘違いしてしまうのではないかと思うが、どのように周知していくか。

この3つをお願いいたします。村長をお願いいたします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）今日は、5名の方が一般質問でございます。後ろのほうには傍聴者のほうが多く来ておられます。多少緊張しておりますけれども、

お答えをさせていただきます。

総合運動公園、これは私が選挙に出るときからの悲願のマニフェストの中の一つでございます。ようやく先が見えてきたなということで、体育館の落成も終わりました。あとは、運動公園を造るのみということになっております。早く完成ができればというふうに願っております。

総合体育館は今年の4月5日より開館しており、それと同時に利用の貸出しをスタートしております。同月19日より一般の利用が始まりました。当該施設は村民のスポーツ等の振興を図るとともに、健康の増進及び文化の向上に資するための施設として利用されている状況でございます。

利用開始から約2か月が経過をいたしました。村民の皆様の利用はもとより、村外からの利用も徐々に増加傾向にございます。さらに、スポーツ等の振興が活発になると期待をしているところでございます。

開館してまだ2か月ほどであります。村外の方にはまだ周知が届いていないところもあるかと思えます。今後、さらに利用する人は増加すると予想しております。尾崎議員のほうにも、この西原村にこういう体育館があるということはPRしていただければありがたいというふうに思います。

利用状況につきましては、詳細は教育課長が答弁いたしますので、よろしくをお願いします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）尾崎議員におかれましては、平素より教育行政にご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、詳細について答弁させていただきます。

令和4年4月19日から開始された総合体育館の利用状況は、5月31日までの集計で、およそ1か月半の間に、村内外から延べ1,946名の方が利用されています。アリーナで村内が1,362名、村外が281名、多目的室で村内が195名、村外が0、会議・研修室で村内が98名、村外が10名、トレーニングルームで、これは会員数になりますが、村内の会員数75名、村外が4名となっております。

主な利用につきましては、以前より活動を続けておられますバレーボールやバドミントン、太鼓や空手などのジュニア育成団体が定期的に練習に使用されておられます。アリーナにつきましては、休館日である月曜日を除き、平日は火曜から木曜日までの夕方以降の時間と土曜日の日中に利用されています。また、6月からは、現在設立準備を進めております総合型地域スポーツクラブが月2回金曜日の夜に活動するために申請をされています。そのほか、多目的室、ステージにつきましても、継続的に利用申請されている状況です。

昨年に引き続き、構造改善センターが新型コロナウイルスワクチン接種会場として利用されていますので、今年は、住民の皆様に周知、広報の意味も

含めて、寿生大学の講演やにしはら女性元気セミナーを総合体育館、会議・研修室において開催をしています。

トレーニングジムにつきましては、株式会社くまもと健康支援研究所に業務委託し、専門の職員を配置して運営を開始しました。先月の大型連休を利用して3日間の無料開放イベントを実施したところ50名の方が参加されました。5月31日現在で、村内57名、村外4名で計61名の方が会員登録をされているという現状です。6月からは、火曜日から土曜日までが午前9時30分から21時30分まで、日曜日は午前9時30分から19時30分までの営業となっておりますので、さらに会員数が増加し利用実績の向上が見込まれているところです。

村外から多くの方に参加してもらうために告知をしているかということですが、まずは村民の皆様をターゲットとして広報西原や村のホームページの活用、ジュニア育成団体や体育団体、これまで活動を続けてこられている既存団体への周知を重点的に実施しております。

今後も、村のホームページを活用しながら情報発信に努めると同時に、総合運動公園の整備に合わせて、パンフレット等の作成やSNS等を活用した有効な手段での周知を検討しているところです。

さきにお答えしましたとおり、現在、開館日である火曜日から金曜日までの平日の夜間と土曜日の日中につきましては、アリーナの利用があり、様々な競技種目で利用されている状況です。

今後も利用状況を把握しながら、できるだけ多くの住民の皆様にご利用いただきたいと考えております。段階的に平日や日曜日の日中など、村外の利用可能な年齢層や大会、イベント等の誘致を行っていきたいというふうに考えております。

まだ開館して2か月ですが、既に村外の利用として、県中体連の開会式、バレーボールの競技、公立高校のバドミンントンの合宿、小学校バレーボールの九州大会、バドミンントンジュニアチームの合同練習、チアダンスチームの練習、バドミンントンの国体予選など、競技種目ごとの誘致活動を行い口コミで広がりを見せている状況です。近隣町村の体育施設の予約状況を確認しますと、大きな大会は6か月前から翌年度の予約を受付されているというふうに聞いております。本村も来年度に向けて、事前予約のルールを整備を進めているところです。

そこで、現時点では村内の利用者の状況を確実に把握して、今後は村外の利用者に施設の状況の周知を実施できればというふうに考えております。

次に、アリーナの利用がないときは外観が真っ暗で閉館しているように見えると。館内のランニングコースを利用したい方への周知はされているのかという件につきましてお答えいたします。

結論から申しますと、玄関や事務所、吹き抜けのあるロビーなどは管理人

がおりますので、夜間も点灯しておりますが、アリーナの利用がない日は節電のため消灯しております。ただし、ランニングコースを利用したいという利用者が来られた場合は点灯いたします。6月からはトレーニングジムも21時30分までの営業となりますので、点灯している状況が見えるのではないかとというふうに思っております。

現在、ランニングコースを利用されている方の傾向は、ふだんウォーキングをされている方が雨天時の代替ルートとして利用されたり、子どもの習い事、ジュニア育成団体の活動とかに預けられている待ち時間を活用した利用、また、トレーニングジムの時間と併用しての利用、そして雨天時の中学校部活動としての利用がっております。

ランニングコースのみの利用の場合につきましては、利用料金が発生しませんので、これまでどおり、アリーナの利用がない場合にランニングコースの使用の希望があったときのみ点灯させていただきたいというふうに考えております。ランニングコースのみの利用につきまして、周知を積極的にとはならないというふうには考えております。

4月の電気料金が59万2,851円でした。今後は、利用者の増加のための広報と同時に、節電、そして省エネにも積極的に取り組む必要があるというふうに考えております。この取組は私たちが務めとして実践すべきSDGsの推進にもつながるというふうに考えております。

今後も、村民の皆様はもとより、村外から利用者を含む多くの方々が快適に健康増進及び文化の向上ができる施設として管理運営を進めてまいります。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）再質問させていただきます。

現在のところ、村外の利用の方は比較的少なく、村内の利用者の多くは社会体育などで使用されていると思います。先ほど言われたバレー、空手、バドミントンとあと夢運太鼓さんが定期的に利用されている状況かと思えます。

これ2点目に関連するんですけども、村外の利用者になぜ告知をしてほしいかということになります。告知でホームページも確認しました。この体育館の利用についての案内は6月14日の新着情報で掲載されておりました。あとは、ホームページのトップページの体育館の画像をクリックするとユーチューブで体育館の落成式や内部の様子が見られるような状況がっております。ただしこれは、西原村のホームページに行かないと、ほぼたどり着かない状況かなと思います。このユーチューブの再生回数ですが、4月8日から昨日までの約2か月の再生回数が560回になっていました。なので、こちら辺はもうちょっと周知をしていただけたらなと思います。

本村に大型の宿泊施設がございまして、高校や中学校の合宿などではちょっと利用しにくいような状況かなと思います。ですが、近隣の宿泊施設と

連携を図って、今後整備予定のテニスコートや体育館の合宿などの利用などが活発になると、それに伴い、体育館の利用を中心にした周辺の飲食店や萌の里、白糸の滝への回遊などと、新たな経済効果も生まれるかと思えます。

先ほど言われた、日曜日があまり利用されていないのと土曜日の日中しかあまり利用されていないということでしたので、この辺で高校生などの合宿を組んでいただくと、そういう経済効果も生まれるかと思えます。

そのことから村外の方々の体育館利用促進のため、先ほど言われましたSNSなどを利用した発信を含め積極的なアピールをしていただきたいと思います。その際に、体育館の利用者の目につくように、西原村観光協会発行の観光マップなどを設置していただき、西原村を知らない村外の利用者に周知してもらおうことが大事かと思えます。そこら辺を含めて、もう一度お願いいたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）ご意見ありがとうございます。

今、ご意見をいただきましたホームページ、またはユーチューブでの広報、告知というのは続けていきたいというふうに考えております。

そして、村内の今問合せは確かに幾つもあっております。その問合せがあつている中で、平日の利用等につきましてはやはりお断りをしているというような状況もあるということをご存じいただきたいかなというふうに思っております。

先ほど申しましたとおり、大会等につきましては何か月も前から予定をしてやると。通常大会の要綱とかが来るのが2か月前とかいうふうになっておりますので、予約が入っている状況というのは、現時点ではあまりないというような状況でございますので、今後、少しずつまた増えてくるのかなというふうに思っております。全体的な総合運動公園の整備が終わるタイミングというのが駐車場の整備ですとか、そういったところも含めて進めていけたらなというふうに思っております。

それと、先ほどお話がありました西原村の観光関係のパンフレットというのは早速対応させていただければと思いますので、ありがとうございます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）この件に関してはもうこれで大丈夫です。

次の質問に移らせていただきます。

今度は西原村総合体育館内の会議室についてお尋ねいたします。

4月末に、熊本県内の女性議員で構成されているくまもと女性議員の会の設立総会記念講演で会議室を利用させていただきました。このことは、テレビでも放映があり新聞の1面にも載りましたので、ご存じの方もいらっしゃるかと思えます。このときは、テレビ局、新聞記者なども含め30名ほどの人数になったので、会議室全面をお借りしました。

現在は、コロナ禍のためソーシャルディスタンスの確保及びマスクをしたままの発信が避けられない状況のため、事前に会議室の下見に訪れた際、音響設備がないことが分かり、急遽、西原村社会福祉協議会から音響機器をお借りして使用した経緯がありました。

そこで質問させていただきます。

1つ目、この会議室はどのような方が利用する想定で造られましたでしょうか。

2つ目、音響設備、マイク、スピーカーやプロジェクターなどの設備は、今後、設置する予定があるでしょうか。

3つ目、会議室は半面で使用が可能だということでしたが、同時刻別の団体が利用することは可能でしょうか。

以上3つ、お願いいたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）尾崎議員の質問にお答えいたします。

総合体育館の会議・研修室は、その名前のとおり様々な会議や研修を行う場所であると想定しております。今年度既に実施しております寿生大学の講演や女性元気セミナー、各団体の総会等の会議、今後につきましては、住民健診会場の1ブースとしての利用、また選挙時の投票所などが予定されております。そのほかにも、大会時の監督会議や関係者控室などにも利用が可能というふうに考えております。

尾崎議員にも早い時期に利用していただきましたように、立地もよいことから、県内の団体の会合場所としても期待しているところです。駐車場整備を含む総合運動公園の整備完了後には、様々なニーズに応じて柔軟な対応が可能になればというふうに考えております。

マイクやスピーカーの設置につきましては、当初は役場庁舎大会議室よりも狭いことから、必要ないのではというふうに考えておりましたが、高齢者が多く受講される寿生大学や女性元気セミナーを開催しましたところ、必要性を感じましたことから、簡易的ではございますが、既にマイクとスピーカーは設置しております。また、プロジェクターに関しましては、常時利用するものではないことから、生涯学習センターに設置してあるものを活用していきたいというふうに考えております。

なお、総合体育館ロビーに設置してあるテレビはHDMIの端子があり、パソコンを接続できることから、先日行われた西原村人権同和教育推進協議会の総会においても既に使用しており実践済みでございます。既存のプロジェクターとの併用が可能となっております。

それと、会議・研修室の半面利用につきましては、規模に応じて利用が可能となるよう中央に可動式の仕切り壁を設置できるようになっております。このため、同時刻での半面ずつの利用は可能だと考えております。ただし、

同時刻での利用になった場合は、利用者同士の配慮が必要になると考えております。しかし、その件は、アリーナでも同様だというふうに考えております。予約時に、半面の利用がある旨をお知らせしていくことが必要であると思えますし、どうしても残りの半面を利用してほしくないという場合は、全面を借用していただくことをお勧めしたいというふうに考えております。

村内には、生涯学習センター山河の館や構造改善センターなど、会議が可能な施設も多数ありますので、ほかの村内施設のご活用も進めていくことが大切だというふうに考えておりますので、今後ともご活用をよろしく願いたします。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）再質問させていただきます。

マイクやスピーカーを設置していただいたということで安心いたしました。全面を使うときは、例えばマイクがない場合は、多少大きな声を出さないといけない状況になると思います。この場合、飛沫対策などの感染防止対策のためもありますけれども、議事録をレコーダーで取るときなどはマイクやスピーカーなどが必須だったと思います。

また、プロジェクターは、現在、ロビーのモニターなどを使用して、こちらでも女性議員の会の総会のときに使用させていただきましたが、全面で使用する場合はちょっと離れたところになると見にくい状況になっております。こちらのほうは、ちょっと大きなプロジェクターなどに、全面のときは変更していただけると使い勝手がいいのかなと思います。

その音響設備、マイク、スピーカーなどをもう設置してあるということだったのですが、こちらは、料金のほうは別料金になるのでしょうかという点が1点。

あと、半面ずつの利用が可能であるということだったのですが、同時刻に別の団体が利用される場合、会議室の入り口に利用団体名を貼るなどして、分かりやすく看板などを設置されたほうが利用者にとってはありがたいかと思えます。体育館入り口などに利用当日の催物などの主催者団体名の記入がある看板などを設置していただくと、この日に何が利用されてあるというのが分かりやすくて、利用される方は助かるかと思えます。この2点をお伺いたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）お答えいたします。

マイク、スピーカーにつきましては、会議・研修室にある備品としてお貸出しをしたいと思いますので、それについては使用料を取りません。

それと、入り口の看板の件なんですけれども、研修等、会議等を実施される場所が準備されるやり方でいきたいと思っております。ただ、先ほど尾崎議員が言われました、全体的な体育館の入り口にご案内をするというのは

こちらのほうで進めていきたいというふうに考えております。案内用の看板等も必要になりますので、今後整備をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○1番議員（尾崎幸穂君）すみません。先ほどの会議室の看板の件なんですけれども、看板自体を持っていく形になりますでしょうか。例えば、会議室1のところに無地の例えばホワイトボードを置いて、そこに自分たちがこの会議をしますという用紙を貼るのか、もうそのままその看板を持っていく、もしくはドアに貼ってもいいのかという点をお願いいたします。

○議長（山下一義君）教育課長。

○教育課長（山田 孝君）そのあたりは柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

体育館でございますので、いろんな利用をされる方がいろいろなものを準備してこられるという想定で行っております。例えば、バドミントンであればラケットを持ってきていただく。会議であれば、会議資料等必要なものは持ってきていただくというような会場の貸し借りになりますので、そこについては借りられる方とご相談をしながら進めていきたいというふうに思っております。

先ほど入り口に貼っていいのか、ホワイトボードが準備できるのかということでございましたので、必要数は準備をしながら、また、入り口には貼れるような形のもので貼っていただけるのかということを確認しながら進めていきたいと思っております。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）今、教育課長のほうから、利用方法とかいろんなことはお話がありましたけれども、造った本人、私のほうから少しだけお話しさせていたいただきたいと思っております。

あの体育館は、もう7年も8年前から計画しておったということで、地震があって一時期中断しておりましたけれども、ようやくできたと、村としては大事業であって、村民の方々の悲願であったというふうに捉えております。私もあの施設をどうやって利用するのか、我々の目的は造るのではない、それをうまく利用するのが目的でありますので、それをどうするかということは今になっていろんな形で勉強しております。

造るまでは図面にはあるけれども、こういった利用方法があるのか、そこまでは詳細までは分かっておりませんでしたので、今、担当課が教育委員会でありますので教育委員会がそこにおりますので、そこで、住民の方々、利用する方々の意見を聞いて、どうするか、こうするかと。そして議員さんのお話にありましたように、議員さんの方からああしたらよかよ、こうしたらよかよという意見があれば、その意見に沿って今からまたつくっていかなく

ちやならない。

4月からオープンしました。よちよち歩きの小さな子どもであります、今は。それを大きな大人にするためにはいろんな形でいろんなことを今からしていくということになりますので、議員さんのほうも、ああしたからよかじやなかですかとか、多分テニスコートのことも1回言われたですね。まさしくそうです。当然、造れば朝日とか夕日があつて、相手コートがまばゆいとか自分のコートがまばゆくなるので南北に造ると。それは初めてそのときに、よう考えたら皆テニスコートはそうです。造るときは、そこまではなかなか分からんところもございましたので、そういったことも含めて、今後また検討しながら、よりよい多くの方に利用していただくような施設となるように、教育委員会も努力してまいりますので、どうか見守っていただきたいと、そして助言をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○1番議員（尾崎幸穂君）これで質問を終わります。

○議長（山下一義君）受領番号4番、2番議員、高本孝嗣君、件数2件、発言を許します。

（2番議員 高本孝嗣君 登壇 質問）

○2番議員（高本孝嗣君）おはようございます。2番議員、高本孝嗣でございます。本日は、傍聴人に地元の方々が多数見受けられますので、いささか緊張しているところでございますが、何とぞご答弁のほうはよろしく願いいたします。

私がおここに一般質問の通告書に書いておりますとおり、質疑を2件させていただきます。

まず最初に、有害鳥獣対策についてでございます。

電気牧柵助成の要件について、現在の助成要件はどのようになっているのかということでお尋ねしたいと思っております。

電気牧柵の補助対象者は、有害鳥獣による農作物の被害があり、田畑の連担した3戸以上の耕作者申請ということで認識しているのですが、昨年3月定例会において、産業課長より運用の見直しがあるかもしれないというような話でしたが、その後運用に手が加えられたのか、また、現在の助成要件はどのようになっているのか、再度お尋ねしたいと思っております。

次に、山間地の農作物保護のため要件緩和できないかということでお尋ねしたいというふうに思っております。

有害鳥獣の被害箇所も多くは山間地に集中しており、また、荒廃する農地も山間地に集中していると感じております。山間地での農作物栽培は、有害鳥獣との戦いを避けて通れない、ましてや隣地に荒廃している農地等があれば、イノシシなど有害鳥獣の隠れ場所となっている状況が多く、どうしても農作物栽培保護に欠かせない電気牧柵等で農作物を守らなければならないと考えております。

連担する農地を1人や2人で頑張っておられるところは、電気牧柵の補助の対象外ということで、電気牧柵の設置がなされていないところが多々見受けられます。また、このままだと農作物の栽培を諦め、ただ草が生えないように自己保全に変わり、また、その後は自己保全からも何も手を加えることなく荒廃農地が広がるばかりで心配しております。

また、近年はWCSなど、牛の餌で、ラップした餌が保管場所として田畑に置いてあることが多々見受けられます。このような状況を考えますと、西原村の主産業である農業を守るべき農産物の保護はないかと思いますので、農産物保護のため、また農地荒廃防止の目的に、山間地における電気牧柵や先ほど言いました牛の餌のラップ等の保護のために、特定財源の要件に頼らず補助要件の緩和を取り入れていただけないかとお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）高本議員の質問に対してお答えをさせていただきます。

本題につきましては、後で担当課の産業課長のほうからお答えがあるかと思ひますけれども、イノシシ、鹿等により、農作物被害はかねてからの問題というふうになっております。我が村でも従来から、単独による猟友会への捕獲補助と耕作者への電気柵の設置補助を行ってきたところでもございます。

しかし、農村部の人口減少、あるいは高齢化に伴う狩猟者の減少と高齢化等による有害鳥獣被害は全国に大幅に増加し、都市部へ出没も含め社会問題となっております。

このような状況に鑑み、平成20年、国は鳥獣被害防止総合対策事業を創設し、捕獲経費及び電気柵等の設置の一部補助が行われることとなりました。本村でもこの事業を活用し、これまで事業費1,020万円、総延長5万4,800mの電気柵の設置を行ってきたところでもございます。

当該国庫補助事業並びに村単独の事業、いずれも受益者は3名以上となっております。

高本議員も以前、産業課長ということでありましたので、ある程度ご存じかと思ひますけれども、詳細につきましては産業課長からご説明いたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）お答えいたします。

国の鳥獣被害防止総合対策事業の受益者数につきましては、従来から3名以上と定められておるところでございますけれども、生産局農産部農業環境対策課鳥獣災害対策室室長事務連絡という通知がございまして、この中で鳥獣被害防止総合対策交付金における受益戸数要件について通知がなされており、受益戸数の考え方について整理が行われたところでございます。この中で、3戸以上の所有者がある農地を集積した結果、耕作者が1名になった場

合、あるいは飛び地であっても3戸以上で一体的な管理が行われるというものについては、受益戸数要件を満たすとされており、本村でもこの考え方に基づき事業の受付を開始したところでございます。

鳥獣被害防止総合対策事業の創設以前は、西原村電気牧柵施設設置補助実施要綱、これは従来の村単独事業でございますけれども、この要綱に基づき村単独での補助を行ってきましたが、本要綱でも補助対象者は農業従事者3名以上というふうに記載されてございます。鳥獣被害防止総合対策事業は事業費のほとんどが補助金として交付されることに加え、前述のように受益者要件の解釈が拡大されたこともあり、事業創設以降は本事業の積極的な活用と適切な運用を行っておるところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）ただいまの課長の答弁を解釈いたしますと、我々、今まで3人で連担したやつが1人で耕作することに対しても補助の対象になるということで、1名でも補助の対象になるということで、耕作農地が3名以上のもともとの所有者だったりということでございますけれども、先ほども申しましたように、昨今は水田に行きます稲作がWCSに代わって、あちらこちらにラップされておる牛の餌があります。やはり牛舎に持って帰ると荷になってなかなか置けないということで、田畑に置いてある部分が多々見受けられます。このようになりますと、やはり1戸の農家そのままそこに保管しているというような状況ですけれども、最近はイノシシばかりではなくアライグマだったりタヌキだったり、そういった小動物がラップを悪くするというのが非常に出ております。ラップ1個も結構値段がしますので、1個破られますとやっぱり農家に対しては多大な損害が生じておるわけでございます。

先ほども申しあげましたように、補助の要件の3戸だったり連担だったりということじゃなくて、村単独での補助の対象にならないかということ再度お願いしたいというふうに思っております。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）先ほどの答弁の繰り返しに若干なりますけれども、まず、3名以上の農地を集積した結果が1名になった場合、これは対象になります。それと、飛び地であっても3戸以上で一体的な管理が行われるもの、すなわち1枚が飛び地であっても、その近隣に農道等で、あるいは水路等で連担することによって、2名以上の方が一つの団地として別々に電気柵を設置することによって3名以上を確保することができるというような運用になってございますので、積極的にこの運用の仕方を踏襲していきたいというふうに考えてございます。

村単独の受益者数の見直しについては当然検討の余地があるというふうには考えてございますが、現在のところ、この運用でもって大体カバーできて

いるというふうに理解してございますのと、本事業以外にも村単独で土地改良事業等の補助に関する条例に基づく生コン支給、これらも3名以上というふうになってございますので、他事業との関連もございます。その辺も検討の余地があるのかなというふうに考えてございますので、当面は、当該鳥獣被害防止総合対策事業の解釈の拡大の部分をより積極的に活用しながら、対応できる分については対応していきたい。その対応が難しくなった時点で、村単独事業のほうの要綱の見直し、これにも着手を検討していきたいというふうに考えるところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）大変ありがたいことで、1名でもこの補助の対象になるということで、早速、農家の方々にはその啓発啓蒙に努めていきたいというふうに思っております。

特に山間部になりますと、どうしてもやっぱり電気柵がなければ農作物を守ることができないという現状は、もう我々、普通の村民の方々でも分かっているかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

続きまして、鳥獣捕獲箱わなの助成についてお尋ねしたいというふうに思っております。

有害鳥獣の捕獲には箱わなによる捕獲が安全・安心であり、荒廃した田畑の設置用に箱わなの助成がもっとできないかということでございます。箱わなの貸付けについては、猟友会への貸付けが実施されていると聞いております。おかげで、有害鳥獣の捕獲頭数も年々増加傾向にあるのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、まだまだ、農作物の被害においては予断を許されない状況であり、箱わなの設置場所においては有害鳥獣の出没箇所には仕掛けられている場所が多いと思えます。例えば、荒れた山林や荒廃した農地などに設置されているというふうに思っております。

箱わなも電気柵と同様に、設置した箇所には有害鳥獣は警戒して近寄ってこない傾向にあると私は踏んでおります。当然ながら、箱わなの設置は猟友会の会員でなければ設置できないのですが、耕種農家や畜産農家が保管場所としての田畑に、猟友会の会員と協議しながら設置するのも、農作物の保護になりはしないかと考えております。

そこで、直接被害を受けている耕種農家や畜産農家に箱わなの貸付けができないか。そしてその後、猟友会とその農家が依頼するという形は取れないかということをお尋ねしたいと思えます。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）有害鳥獣捕獲につきましては、従来の猟犬による追い込み猟よりも箱わなによる捕獲が主流となってきてございます。有害鳥獣捕獲期間、これは猟期以外ですので今の夏の時期でございますが、この期間

のわなの設置につきましては、原則、高本議員おっしゃったように、狩猟免許、それと村に申請して許可が出ますけれども、捕獲許可等を必要といたします。ですので、捕獲隊以外の方がわなを設置するということは法的に不可能でございます。有害鳥獣捕獲では、また設置した箱わなは、全て毎日設置した者が見回らなければならないという法律になってございますので、本村では1人30個を上限と申合せ、管理可能な範囲でそれぞれの方に捕獲許可、設置の許可を行っているところでございます。

現在の状況といたしましては、本村では鳥獣被害防止総合対策事業、先ほども出てきました事業でございますが、この事業を活用いたしまして、捕獲隊の方から要望があった数量をこの事業に申請し、村で鳥獣捕獲推進協議会を設置しておりますが、これが事業主体となりまして、わなを購入し捕獲隊の方に貸付けを行っているということで実行しているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）私が以前、通称クロヤマといいますけれども、グリーンヒルカントリークラブのところに水田を持っていたわけですがけれども、あそこではやっぱりどうしても農作物の被害が多うございました。熊本県の農業共済がそういった被害のところには、直接農家に箱わなの貸出しを行った経緯があります。その農家が今度は猟友会の会員の方に話ししながら設置していくというような事業がございました。当然ながら農業共済はそのような形を以前取った経緯があるわけですがけれども、村といたしましても、耕種農家が設置したい場所にそれを置かせていただければということで、耕種農家や畜産農家にその箱わなを貸していただけないかというふうに前向きに検討していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）鳥獣保護法の中では、私が知る限りでは、狩猟免許を持たない方が狩猟期間以外に、わなを設置することは不可能というふうに理解をしております。ですので、今そういった農家の方から出役してどうしようもないというような場合には、猟友会にお願いして、その地域を重点的にわなの設置をお願いするなどを行っておるところです。法的にはやっぱりこれしかできないんじゃないかなというふうに私は理解しております。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、まとめてください。

○2番議員（高本孝嗣君）私が言いたいのは、設置ができないのは当然ながら分かっておるわけですがけれども、貸出し、借り受けた側が、やはり猟友会の会員さんと共に、やっぱりここにかけてほしいと、あっちにかけてほしいと、そういった要望がやはりどちらかといったら、そういった耕種農家の方々に

少しでも意見が通るようなわなの設置の仕方をしていただければありがたいなというふうに思っておりますので、前向きに検討していただきたいというふうに思っております。この件につきましてはこれで終わりたいと思います。

次、続きまして2件目の質問をさせていただきます。

農業振興についてでございます。

まず最初に、認定農業者の現況について、現在の新規農業者と認定農業者の推移はどのようになっているのか。熊本地震から丸6年以上経過し、大切畑ダムの改修工事の関係で小森地区の農業形態が大きく変わり、特に下小森地区など、食用米水稻作付がかなり減ったと思われまます。農家の経営体系も縮小傾向にあるように感じております。

一方で宮山地区等の畑作については、近年、甘藷作付増反による規模拡大等の農家が増えたような感じがいたします。このような中、西原村内の新規就農者の現状と、新規就農後5年経過した農家の認定農業者への推移はどのようになっているのか。

また、近年、甘藷栽培に伴う農家の後継者が兼業農家から専業農家へと移る農家が増えたような気がいたします。ただ、高齢になった親の農業に本格的に取り組む後継者といたしましては、親の高齢とともに、今まで使われてきた農業機械の老朽化している農家も多いと感じております。これから西原村の農業を支える人材でもありますので、新規就農者と同様な手厚い手ほどきができないかと思ひます。このような農業後継者に対して、施策対応ができるよう認定農業者などへの導き、規模拡大等が図られるような応援策は取れないかと。例えば、近隣の町村には助成があるわけですがけれども、近隣の町村のように、単独でも補助の対象にならないかということをお尋ねしたいというふうに思っております。

○議長（山下一義君） 村長。

○村長（日置和彦君） 本村の認定農業者数は、平成7年度の認定制度開始以来、着実にその数を伸ばしております。現在では68名の農業者の方が認定を受けております。高齢化による離農等も一部見られますが、新規就農や経営継承等により一定の水準が保たれております。これは、先ほど言われましたように甘藷が好調であるということでもありますので、それも甘藷もいつまで好調かもこれは先は見通しはつきませんけれども、そういったことであると。

そして、また親元就農を中心に新規就農を希望する就農相談も毎年5組以上多く見られます。毎年二、三組の就農認定が行われております。これまで定着できなかった者は僅か2組のみと定着率も非常に高うございます。就農後も切れ目のない支援を講じることができるよう、継続して経営状況の把握に努め、認定農業者への誘導等を行っているところでもございます。詳細につきましては、内容の詳しい産業課長よりご答弁をいたします。

○議長（山下一義君） 産業課長。

○産業課長（南利孝文君）まず、認定農業者とはということでございますが、農業経営基盤強化促進法に基づきまして市町村が策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の、効率的かつ安定的な農業経営の指標を満たす農業者、あるいはその指標を満たすために農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者を市町村が認定するという制度でございまして、農業経営基盤強化資金、あるいは強い農業・担い手づくり総合支援交付金などの支援措置が講じられることとなっております。

本村では平成7年度37名を皮切りに認定を開始いたしまして、平成14年度にはその数は68名に上ったところでございますが、平成20年代になりますと高齢化に伴う離農あるいは規模縮小が散見されるようになりまして、再認定が困難となるケースも見受けられるようになりました。しかし、先ほどもありましたように甘藷の単価向上と比例するように、親元就農等の後継者の就農が見られるようになるなどして、平成24年度では認定農業者数は66名と、その数は大きく変動することなく、令和4年度現在でも68名というふうになってございます。

一方、新規就農者は、新規就農支援金、現在の農業次世代人材投資資金制度の開始以来、受給中の者も含めて本村では28組34名が交付対象者となり、そのほとんどが定着し経営を継続してございます。平成26年度から、さらに青年等就農計画制度というのが始まりまして、農業経営基盤強化促進法に位置づけられたことで、農業次世代人材投資資金の受給のいかんを問わず、就農認定農業者となることで、融資や補助事業等、新規就農者の支援制度と同等の支援を受けることができるようになってございます。

就農認定計画期間が5年間でございますが、この5年間が経過した新規就農者に対しましては、高本議員おっしゃいますように、速やかに認定農業者への移行を促しておるというところでございますが、認定農業者になるための所得要件あるいは経営規模等、認定基準に達しないというような者も多く見られますので、現在移行できたものは2組にとどまっておるところでございます。

そこで、認定農業者へ移行できないそういった就農者や、あるいはそもそも新規就農に該当しない親元就農者については、人・農地プランに地域の中心となる経営体として位置づけることによりまして、認定農業者と同等の支援を受けられるというふうになってございますので、支援制度の切れ目を生じさせないよう、プランへの積極的な登載を行っているというところでございます。

本村は就農相談が非常に多く、親元就農をはじめ高い定着率が見られます。安定的経営体の確保のため、切れ目のない支援ができるよう、それぞれの状況に応じた適切な支援策を講じておるというふうに考えてございます。

単独補助のことは全く想定してございませんでしたけれども、近隣でいい

ますと、例えば、産山村とか単独で機械導入補助を行っておるところでございます。ただ、本村では先ほど申しましたように、就農相談が年に五、六件、多い年では10件以上ありまして、定着も2名、3名と毎年しておるところでございます。産山村についてはそういった制度を、単独で補助する制度をつくっておりますけれども、新規就農者自体がないので、制度が運用されていないというようなことも伺うところでございます。

また、現在、親元就農を中心に非常に所得も上がっておるところでございますので、認定農業者に準じる国の制度を活用しながら行っていくのが妥当ではないかというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○2番議員（高本孝嗣君）大変ありがたいことで、できますなら親元就農者に対しましては、できるだけ啓発啓蒙によって、そういった認定農業者の制度の仕組みあたりをお知らせしていただきたいというふうに思っております。

また、これは余談ですけれども、農業後継者育成資金というので、息子が百姓をするということで、新たな農家への修行だったり、県立農業大学があるわけですけれども、そちらに行けば、村としては当然ながらその育成資金の対象者になるということでございますので、その辺のところも、住民に対して、特に農家の方々に対しては啓発啓蒙をお願いしたいと。せっかくだらうそういった制度がございまして、その辺のところも併せてお願いしたいというふうに思っております。この質問については、以上でございます。

続きまして、2件目でございますけれども、農地関連法の取組についてということで、来年関連法が施行想定であり農地バンクが重視される。当村としては現時点で高齢者が農地管理を行われていると感じております。いち早く地域計画等に取り組むべきではないかというふうに感じております。西原村の農地においては、個別の貸し借りが成り立っているというふうに解釈しております。

今後、地域計画等に取り組む場合は中山間地域直接支払交付金の活動集落や農協や農業委員会など、多方面の組織団体との協議が必須と思われま。来年の4月施行想定であり、施行から2年で策定を求められております。農林水産省は、補助事業として関連づけるなどして、策定を促す方針としていますが、当村のような山間地の多い農地での地域計画の策定は、目標地図を作成するなど多忙で忙しいということで厳しい状況と感じております。限られた職員数でありますので、多大な負担を今後余儀なくされると感じております。早めの取組が必要ではないかと思っておりますので、どうか職員がその当時に来て慌てることなく、早いうちに取組をできないかということでお尋ねしたいと思っております。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）農業経営基盤強化促進法の改正により、主に地域計画、これいわゆる人・農地プランでございます。これが法制化されるというような内容でございます。

人・農地プランは、将来の農地の出し手と受け手を話し合いにより決定し、計画書に明記、おっしゃいましたように地図化等を行うというものでございます。この人・農地プランの制度というのは既に平成24年度から始まっておりまして、本村でも既に平成24年度中に作成に着手、一部完了し、平成27年度までにおおむね村内全域をカバーするプランの作成に至っております。その後も新規就農者の就農認定が行われるごとに随時見直しを行うなど、先ほど申し上げたとおりでございますが、随時見直しを行うなどして、今プランが出来上がっておるといところでございます。

ただ、最初の作成から5年以上が経過したということで、昨年、一昨年ぐらいから再度全計画を見直そうということで、これまでアンケート調査あるいは委員さん方への聞き取りなどの作業を進めてきたところでありますけれども、今回の法改正により、大幅な制度の変更が図られるということが想定されますので、現在行っている作業は再度一からやり直すということも想定しなければならないというふうに考えてございます。

ただ、現段階では概要のみが示されているというだけで、さきの国会で決定したことでございますので、これから説明会等も開かれるであろうというふうに考えております。詳細については、今のところ把握ができていないというところであります。ですので、制度の詳細が示され次第、これまでの経験を踏まえて策定の着手をしなければならないというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○2番議員（高本孝嗣君）大変ありがたいことであります。

私がなぜそれを言うかということ、農業委員会の事務局が1名で頑張っておるわけでございますけれども、このような事業が入ってまいりますと、やっぱり、多忙な事務量になるんじゃないだろうかというふうに思っております。特に会議等やら組織をまとめるということで、非常に難しい状態になっていくのではなかろうかというふうに思っています。集積農業を今から先進めていくということになりますと、いろんな畜産農家や耕種農家、甘藷農家、いろんな多忙の多方面の農家の方々の協議、話し合いが必要になってくるかと思っておりますけれども、それをやっぱり事務局として頑張っていただかなければならないということで、早めのうちにこれを取り組んでいただきたいということで今回質問させていただきました。以上でございます。ありがとうございました。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時01分）

(午前11時10分)

○議長(山下一義君)ただいまより、暫時休憩に引き続き再開します。

教育課長より、先ほどの訂正分がありますので説明をお願いします。

○教育課長(山田 孝君)先ほどの尾崎議員への答弁の中で、私のほうが冒頭、体育館の利用者数についてお話をさせていただきました。その中で、トレーニングルームの利用者数、会員数に対しまして、村内が75と答弁をさせていただきましたが、正式には村内57でございます。よろしく願いいたします。

○議長(山下一義君)受領番号3番、7番議員、西口義充君、件数3件、発言を許します。

(7番議員 西口義充君 登壇 質問)

○7番議員(西口義充君)7番議員、西口、通告3件を質問させていただきます。

村道清掃に伴う管理の見直しについてということでございます。

①村道小久保境線は村の管理道路にしてはどうかということです。

今回の品評会において、改めて河原地区の道路維持管理清掃作業の長さ、1戸当たりの負担の多さをつくづく感じさせられました。今回の1点目の質問の地域は滝集落の管理道路となっておりますが、この春の区役、5月の連休中での道路清掃作業でございます。この連休中は避暑地を求めて観光客が白糸の滝の見学に多くの方が訪れますので車の量もあり、作業中とても危険とのことでした。先日、地元の役員様をはじめ地域の方々と話をする中で、高齢者がほとんどのような作業でございまして、7.2kmの道路管理、両脇の草木清掃作業、草を機械を使って、ユンボを使ってダンプに積み込むということで、とても大変で物すごく危険を伴うということでございました。

管理には報奨金は頂いておりますが、報奨金を頂くよりも、危険を伴う作業でございますので、管理道路、距離を少しでも減らしていただきたいの思いを話されました。交通量などを思うととても危険な中での作業になりますので、ぜひとも村の管理をお願いしたいということでございます。

小久保線、小野から上がりますけれども滝まで、これ1.2kmあります。作業幅ですか、道路幅は広いんですけれども、草を切る幅も相当広うございます。この中で、やはりちょうど連休中での春の区役ということで、やはり本人たちも大変気を遣っておられます。やはり一度は村で見直していただければと思っております。

昔の道路、琵琶の首ですか、あれ昔の道路ですけれども、これは昔は滝でやっておりましたけれども、新しい道路ができてからは村のほうで今管理をされているというようなことでした。せっかく、今は村でやっておりますので、この小久保境線、これも春の期間中じゃなくて、時期をずらしての管理ということで村でお願いするのはどうだろうかということでございますけれ

ども、村長いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）今、西口議員のほうが言われましたけれども、この村道小久保境線、琵琶の首から滝交流農園の辺に通る道路でございます。この道路は平成9年から平成12年にかけて、団体営農道整備事業として整備した農道であります。平成18年3月に村道路線として認定していただきました。現在村道となっておりますけれども、またそれに併せて、この交差点から糸舞季までの区間が今回の質問かなというふうに思っております。

この村道箇所を観光道路として村の管理道路にしてはという質問でございますが、観光道路という観点から申しますと、村内には様々なそういった観光的な道路、観光スポットがございますので、その中に特定箇所を観光道路と、そういうのは難しいところがございます。

観光により交通量が多く、清掃作業が著しく危険を伴うということであれば、もちろん検討する必要があるかと思っておりますけれども、実際清掃されておられる滝集落の区長からも、春の除草作業が5月連休の土曜日しか作業が行えず、観光シーズンと重なって、この路線は特に交通量が多く、また作業するにも高齢者がおり危険を伴っている旨の話もあっております。

この道路、観光が多いかもしれませんが、地域の生活道路あるいは農作業のための道路でもございます。確かに、滝地区は道路延長が長いのも理解しております。自分たちの利用する道路は自分たちできれいにする、お互いが協力して実施を今しておるところでもございます。長いといいますが、他の集落と比較すれば、1戸当たりの延長を戸数で割るならば、一番多いのが猿返が406m、葛目地区は332m、滝地区は302mとなっており、それぞれが自分たちの集落を守り、奉仕する精神で100年近くボランティア精神で協力をしてお願いをしている道路でございます。

今になって、この道路は観光道路だから外してくれというのはいかがなものかなというふうに思っておりますので、当面はこのままでさせていただくならばなというふうに思っております。この話もまた滝集落からお話を聞きながら、どうしたらいいかを検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）次に2番に入ります。

今回の品評会において清掃を行っていない地域もございました。地域次第ですが、こういう地域で掃除するところがないような気もしたんですけれども、このような地域に対しての報奨金の扱いはどのようになっているのかということでございます。2か所ほどありました。その地域は言いませんけれども、課長かな今度は、ちょっと報奨金に関して、どのように。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

品評会の報奨金につきまして概略のほうを説明いたしますと、各集落の実施延長をその集落の戸数で割りました区当たり延長に単価を掛ける算出方法と、また、各集落の全体の草刈りをする総延長で案分して算出する方法、また、さらに燃料代を算出した分など合算したところで現在各集落に支給しているところでございます。

この算出方法においては、延長が長くて戸数が少なく、草刈りが多い集落と、それと比較しまして延長が短くて戸数が多く、草刈り箇所があまりない集落においては、その支給している額におきましては数十万円の大きな差が現在ついていることになっております。村道清掃といいましても、草刈りだけでなく掃き掃除が必要なところ、側溝の泥上げ作業が必要なところ、村道内に入り込んだ枝打ち作業が必要なところもございまして、草刈りされる量の大小、戸数の違いによる作業時間や日数の違いももちろん理解をしているところでございます。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○7番議員（西口義充君）私、産業教育委員長という立場で、今回この質問をしたんですけれども、やはり皆さん一斉に清掃されておりますので、掃除をしていないというようなことはいかがなものかと思いました。報奨金も、やはりしてなくても当たり前にあげられるんじゃないかなと思うんですけれども、やはり、泥出しとか、今言われましたけれども、草払いの後の草もそのままやっている、あるのがほとんどでございまして、河原地区におきましてはやはりちょっと違いますね。やはり草も立派に片づけてありますし、狭い道路でもきれいに片づけてありました。そういう地域と、道路が全然やっていないところに対しての村の大事なお金を配るのか。それよりも、もう少しいろんなことで見直しをしたらいいんじゃないかなという思いがありました。お金で済まず問題でもないかなと思うんですけれども、やはり今後、区長会とかいろいろあると思っておりますけれども、そのときに、やはりこういう問題があったということを指摘していただいて、やはり、やるところはちゃんとやっていたかというようなご指導をいただければと思っております。

次に行きます。

3点目、以前、村上議員より質問を出されてもいしましたが、山間部においでますます高齢化が進みます。何らかの支援や対策を考えていくべきではないかというようなことでございます。

やはり、河原地区、奥に入るほど高齢化が進んでおりまして、70歳、80歳の方が多分、中心になって区役をやられているんじゃないかと思っておりますけれども、やはり、今後若い者はいなくなるというような集落がますます出てきますので、今後村としてどのように考えていくのか、ちょっとお伺いいたし

ます。

○議長（山下一義君）村長。

○村長（日置和彦君）高齢化における対策も、この村道清掃というのを今まで半世紀以上も、地域に密着した行事として行われております。地域の交流の場でもあり、地域づくりの一環だと思っております。そのような中、集落のまとまりを大事にされ、自衛隊やボランティアの支援を受けられている集落や、シルバー人材センターを一部活用されている集落もございます。村として地域コミュニティーの形成や防災力の強化として、各集落における村道清掃もできるだけ継続していければと思っております。

確かに、高齢化ということがございます。高齢化というところをちょっと調べてみますと、いつも道路品評会で1位か2位になっておる葛目地区、高齢化率100%でございます。1人当たり延長は332m、参考に新所を申し上げますと、28m1戸当たり、かなりの10倍の差がございます。それでも、葛目地区はシルバーやボランティアの方々等を雇って、6軒であの集落を守っておられます。そういったところのことも考えていただきたいと。あそこ辺りは一つも文句は言わずにされております。文句を言わんけんよかたいとはなりませんけれども、本当に大変な集落もございます。

そして、新所のことを言わせていただくと、新所も延長はおそらく1人28mかもしれませんけれども、道路清掃をしなくていい道路がかなりありますね今は。延長はあるけれども、もう周りを、道路の路肩を擁壁でしてあるとか、しやすいところがございますので、実際はそんな延長はないんだろうかなというふうに思っております。延長といいますと、一番ないのが高遊東区、1軒当たり5m、そのぐらいです。一番多いのは400mぐらいある、1軒当たり、そういった差もございます。それでも皆さん方、黙ってしっかりと今までの伝統を築いていく、伝統を守るということによってやっておられますので、これも、我々は受け止めて、いずれかはこの問題は解決しなきゃならない問題だろうと思えます。戸数が少なくなった、この地震でまた少なくなった、それでも自分たちの道路を今までの道路は守っていこうということであれば、それなりの報奨を上げるのか、なら少ないところは下げるのか、そういったことを検討していかなくちゃならない。道路はあるけれども、上のり面まできれいなところがいっぱいございますので、そういったところも加味しながら、ご要望であれば見直して、そういったところには多くやって、あんまり道路延長が割に少ないところは安くするのか、そういったところも決められた予算の中で検討していきたいなというふうに思いますので、そのときはまたよろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○7番議員（西口義充君）今、村長答弁から料金の見直しも出てまいりましたので、山間部においては、やはり自衛隊等の支援とかボランティアの支援を

受けながら今やっておられます。地元負担も結構ありますので、やはり料金等見直ししながら人を雇って清掃していただくというようなことになれば大変ありがたく思っております。

今まで河原地区は原野を持っておられまして、いろいろ資金はありますけれども、やはりそれはそれで、道路に関しては道路に関しての支援をやっていただければと思っております。道路区役は、地域のコミュニティーの場ではあります。そして、やはり日頃なかなかこうやって会うことないんですけれども、今回コロナが3年ほど続いておられまして、なかなかこのコミュニティーの場がなくなりまして、料金の分は今余っておりますけれども、今後、我々集落は距離が短いですが、人手が多くございます。2回の村の支援では、飲み方には購入の前にお金が足りないというような状況でもございますので、それは別として、やはり河原地区は特に村として考えていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。この件につきましては一応これで終わります。

2点目に入ります。

竹下教育長におかれましては、日頃から子どもたちの安全・安心のために朝早くから、街頭指導支援、大変お世話になっております。また、生徒への学力向上のために、いろんな情報を提供、支援いただいておりますことに改めて感謝を申し上げます。

さて、TSMCが菊陽町に進出し、半導体人材育成事業による教育に関する情報が取り沙汰されている中で、近隣に住む我々にとって非常に明るいニュースとして捉えているところでございます。TSMCの進出による今後の雇用による生徒への影響について質問をさせていただきます。

本村の対応については3月議会において村長が話されたとおり、村の経済再浮上に関して好機会であると捉えられていることは大変うれしいことでもございます。さて、そこで数千人規模の雇用が生まれれば、その子どもたちへの教育に関しての何らかの動きが出てくるのではないかと思っております。そこで教育長に、近隣市町村の活動の概要で知り得ている情報を教えていただきたいと思っております。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）ありがとうございます。

西口議員におかれましては、日頃から村の教育行政に深いご理解とご支援をいただいておりますことに心より感謝申し上げます。

まず、西口議員の質問にお答えいたしますが、2024年の6月に操業開始を目指すTSMCの熊本進出は、コロナ禍による世界的な半導体不足、あるいはそれに関連した企業の低迷等もありまして、その部門では、かつて日本が世界をリードしてきた分野でもあるというプライドもあつてのことだろうと思っておりますが、今や議員もおっしゃるように、国策として産官学を巻き込んだ

経済再生策としての一大プロジェクトであるというふうな感がいたします。そういったことも考えて、村も対応を迫られているところでございますが、1点目の近隣市町村の動きについてお答えいたします。

教育関係に限ってでございますが、先日の全国教育長会議で近隣町村の教育長さんとお会いしまして、現在、来熊している児童・生徒がまだ来ていないんですよね。来ていないものですから、今後の各町村の計画が立てようにも立てられないという状況なんですというふうなお話を聞いておりました。そこで、できるだけ詳しく議員の質問にお答えするために、これまでの状況を次の3点についてお話ししたいと思います。

まず、1点目が児童・生徒の人数、来る人数は大体どれぐらいを考えているのかということ。それから、2点目が子どもたちの受入れ体制について。3点目がどのような学校で受け入れる予定なのかというこの3点について、私の知っている範囲でお答えしたいと思います。

1点目の子どもの人数についてでございますが、これまで、熊本県の教育委員会が中心になりまして、半導体産業集積に係る熊本県教育行政連絡会議という名目で2回ほど開催しております。私は参加しておりませんが、教育委員会事務局から参加して、課長も参加していただきましたが、その会議の中で明らかになっているのは、来年9月までに来熊する関係者数が約630名だそうです。そのうち、中学生、小学生、幼保の総数が約150名の予定だそうです。さらに詳細な人数については、今年6月末までには、一部が来熊するということですので、そこで、ある程度詳しい人数が把握できるのではないかとこのように、今聞いておるところでございます。

2点目の子どもの受入れ体制についてです。

今年度に入りまして、各阿蘇郡内の市町村立学校においての外国人の子どもの就学機会の促進及び就学状況の把握等についてということで調査がございました。内容は、空き教室があるかどうかという調査でございました。本村では空き教室がございませんので該当なしで提出しておりますけれども、先ほど私がお話をお伺いした近隣町村の教育長さんのところでも、空き教室がないということでもございました。その教育長さんとお話をしまして、この調査から推測するのはどういうことかといいますと、熊本県としてTSMC駐在員の子どもの受入れに対してはどのように考えているのだろうかというふうなことと関連しているのかなというふうに思いまして、その会議、先ほど言いました半導体産業集積に係る熊本県教育行政連絡会議の中身等も併せて考えますと、来る子どもたちの言語の問題や外国語を話せる教職員の特別配置等を前提としまして、子どもを1か所に今のところ集めるというふうな考え方、つまり拠点校方式ですね、それを考えておられるようだというふうに判断しています。

3点目、どのような形の学校で受け入れるのかということでございますが、

実は昨日の新聞に載りましたですね。TSMC進出を見越して新校舎建設というふうな内容でございましたが、現時点では、県としては拠点校を熊本市内に置こうとしているのではないかなというふうな気がしています。つまり、昨日の新聞で出ておりました熊本インターナショナルスクール、K I Sでございますが、そこを考えているのではないかなというふうに、今のところ判断しております。以上でございます。

○7番議員（西口義充君）今、教育長がお話になりましたように、今後、台湾から300名ほど、熊本のほうに来られますけれども、その半分が子どもたちだろうと。昨日新聞に書いてありました。K I S、熊本インターナショナルスクールですね、今お話しされた、そこが受入れ体制になるんじゃないかと思えますけれども、それに関連して、半導体関係でまた多くの企業が来ると思えますけれども、それに伴って家族もまた移住があるんじゃないかと思えますので、そういう意味を込めての質問でございました。時期が来れば西原もそのエリア内に来るのかなと思えますけれども、そのときはまたよろしくお願ひします。

②も、もうこの内容と一緒にですので割愛しますけれども、3点目に入ります。

東海大学の進出についてちょっとお伺ひいたします。

東海大学については、来年の4月から開校になると思えますけれども、西原村にとりましても大きなメリットになるのではないかと考えております。この村における教育面での協力について、どのようなことを考えておられるのか。また、東海大も農大でございますので、今後の農業支援や農業者に対する交流、学校支援等も考えていただいて、西原村としてできる情報と、東海大学からの情報があれば情報をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○教育長（竹下良一君）実は令和元年度に堀田議員からの同様の質問がございまして、その際には、東海大学にその当時申入れに関して返事をいただいております。そのときの回答が、令和5年度以降ならば、学生へのアンケートなども取れるので、西原村に住む学生の人数等もある程度分かってくると思うと。議員の質問の教育面での協力についてということも含めて、包括協定についてそのときもお話ししたところでございますが、その包括協定については、九州キャンパスでは判断できないと。ですから、本学のほうで判断するけれども、前向きに考えていくということでございました。

今年が令和4年度でございます。来年がいよいよ新規に開設する年でございますので、前もって、ちょうど新キャンパス長に阿蘇にお住まいでございました木之内先生が新しいキャンパス長になられたんです。それでお祝いを兼ねて面会に行きました。そのときに申入れをしておきました、包括協定については何とかありませんかということで。そしたら、前向きに考えますと。

来週あたり、つまりそのときの時点の言葉でございます。来週あたり、村長に挨拶に行きますのでそのときにお答えいたしますというふうな言葉をいただいております。実は5月27日に、木之内教授が村長に挨拶にお見えになりました。その際に、その前の週に申し込んでおりました連携協定に関するお話をさせていただきました。結論から申し上げますと、了承いただきました。その際、今後は東海大学の学長と村長との文書による協定になると。ですから今後はできるだけ早く協定文書の原案を互いに確認して、8月を目途にスムーズに協定が結べるようにしましょうという返事をいただきました。とてもさわやかにお話しいただいたのを覚えております。

ですから、今後はその協定の中で教育面での協力についても盛り込む内容を幾つかの課と相談しながらつくっていく所存でございます。堀田議員も以前心配しておりましたが、労働者不足への対応とか、あるいは学生アルバイトや農業面での指導、病虫害の研究支援、そして、議員のおっしゃられる教育面での支援等も考えた上で、策定に向けて進めていきたいと思っています。

議員質問の教育面での具体的な内容は今どんなふうを考えているんだろうかというふうになるかと思うんですが、二、三例を申し上げますと、1点目が農業関係でございますので、中学校の理科の時間に出前授業のような形で学生や先生に指導していただくような時間を取ったらどうだろうか、あるいは取れるのだろうかという具体的な話もしております。2点目が栄養素等についての説明を全校生徒を対象にお話できないだろうか。3点目が特に大事なことかなと思うんですけれども、子どもたちは身近に大学を感じておりません。ですから、進路に関して、体験談等を聞くということをして2年生や3年生の子どもたちを中心に、進路の幅を広げる意味で機会をいただいたらうれしいなと思っています。

それから、4点目ですけれども、これは、私のほうからの申入れでございますが、特に私のほうから強く申入れたのは、本県では教師の養成が厳しい状況にありますし、教師に成り手が少ないんです。その原因の一つが教育学部に入る生徒がだんだん時代とともに減っているということもございまして、教生といいまして、実習ですよね、実習をするところが限られているんです。現在の自分の卒業したところでないとなかなか難しいと、できないというふうなことを言っております。東海大学は、高校の免許を取るのが中心でございますが、中学校の2級免許も取れるんじゃないかと、ぜひそうしていただきたいと。そうした場合には、西原中学校が教生の場合、学生が学ぶ場として提供できるんじゃないか。ですから、教職員の養成に協力できると思いますよということで、ご検討願えませんかというふうに申入れをしております。

このように互いにウィン・ウィンの関係の協定をできる限り村長と相談しながら結んでいきたいなというふうな気持ちでおります。

詳細については今後、この協定に関する会議は各課とも相談して、役場庁舎内で進めていきますので、議会のほうにも適宜相談させていただくことになると思いますので、どうかそのときにはご協力よろしくお願いします。

○議長（山下一義君）西口議員にお尋ねします。

2番目のこの河原小学校の児童数の問題とかの件と、それから3番目の県のTSMCの進出により教育内容の変更、これについては、もうそろそろ質問時間きておりますから、どうされますか。

○7番議員（西口義充君）これは先ほど、飛ばしますと言いました。

○議長（山下一義君）省略でいいですか。

○7番議員（西口義充君）先ほど、教育長よりTSMCの進出、新校舎問題がこれと内容が、答弁の中に出てしまいましたので。

○議長（山下一義君）さっきの質問は東海大学だったので、ちょっと質問内容が違うかなと思ったものですから。

○7番議員（西口義充君）そうですか。3点目ですもんね。

○議長（山下一義君）まとめてください。

○7番議員（西口義充君）もう教育長におきましては、東海大学の木之内さんとお見知り合いということで、いろいろ手を打っていただいておりますことに非常にお礼申し上げます。西原村の子どもにとってみましても、大変有利な状況になるんじゃないかと思っております。今後の学校のほかの理科の出前授業、進路についてとか、教員担い手の進路とか、いろいろ西原村に夢が持てるんじゃないかなと思っておりますので、今後、そういう情報をどんどん西原村に取り入れていただいて、夢のある西原村していただければと思っております。この点については、これで終わります。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

○7番議員（西口義充君）村長なんかもっとまとめ、何かないんですか。教育面で最後。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）TSMCにしろ東海大学にしろ、まだTSMCも何人の方々が来るかも分かりません。東海大学の子どもたち、大学生がどれだけ西原村に関係してくるのかも分かりません。アパートあたりもできておりますけれども、空港アクセス道路が市内から来れば、果たしてこっちに来るのか、熊本の便利なところに住んで電車で通ってくるのか、それも分かりません。なかなか分からないところが多いので、なかなか、一般の方もいろんな事業を進めるのにも進められないことが多いんじゃないかなと思います。

TSMCもそうです。外国の台湾の方々が来られますけれども、その方々の受入れ体制はどうするのかと。今言っておりますけれども、それもなかなか厳しいところがあると。ちゃんとしとつても、本当にそれだけの子どもた

ちとか、いろいろな来るのか、これ菊陽町を中心に関係市町村もいろいろしておりますけれども、我々本当はそれじゃなくして、企業を誘致するならばとしておりますけれども、その企業にも、お子様がおったり、本社から来ればこちらのほうに住まなくてはならないということで、それにも関係してくると思いますので、そこら辺も全てのことをやっぱり大きな目で見ながら進めていかんと、ちょっと失敗しやへんかなという思いもありますので、今ちょっとだけしばらく時間をいただけないかなというふうに思います。そうすれば、先が見えてくるんじゃないかなと思いますので、あんまり先見してからゆっくり行くと間に合いませんので、特に注視しながら、進めていきたいというふうに思います。以上です。

○7番議員（西口義充君）ありがとうございました。これで質問を終わります。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午前11時53分）

（午後 1時00分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号2番、5番議員、坂本隆文君、件数3件、発言を許します。

（5番議員 坂本隆文君 登壇 質問）

○5番議員（坂本隆文君）5番議員、坂本です。通告書記載の3件を順番で質問させていただきます。

まず、1つ目の質問です。

山西小学校正門前から山西小学校バス停までの通学路の道路拡張工事の計画はあるのかという質問であります。

新所のJA集荷場の点滅交差点から、道路拡張工事が数年にもわたり行われております。現在では山西小学校運動場まで工事が進み、今通行止めになっているかと思いますが、これが完成すれば正門から東側はこれで完了というふうに聞いております。この通学路を通る子どもたちも大変多く、道も広くなり、縁石のある歩道で安心して登下校ができるようになっていると思います。

また一方、小学校正門より山西小バス停前の西側への道路は手つかずの状態でございます。緩やかなカーブであります。道幅も狭く見通しが利きにくい道路で、登下校時は学校近くということもあり、子どもたちが密集して歩いております。車との近い距離で擦れ違ふこともよくあり、高学年の子どもたちは大丈夫だとは思いますが、低学年の子どもたちは、いつどんな行動をするのか予測不能でもございます。狭くて歩道もない道は大変危険であると感じております。また、日置村長や山下議長のお住まいの地域からの子どもたちもこの道路を通られていると思います。山西大津線も徐々に歩道ができてきております。その延長上の通学路であり小学校近くの子供たちが集ま

ってくる道路でもあります。こちらの拡張工事や歩道設置計画は現在ありますでしょうか。お願いします。

○議長（山下一義君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）万徳新所線の起点側、万徳のところですね。この道路の拡張はあるのかということでもありますけれども、早い話が今のところはないということが結論ですけれども、この万徳新所線の道路改良工事におきましては、国庫補助を活用しまして、随時、今までやってまいりました。農協集荷場裏から山西小学校運動場までの区間を地震前から行っておりまして、地震により一時中断している時期もございましたけれども、今年の7月ぐらいから全ての工事を、全線をやるということで今進めております。お尋ねの山西バス停のところから山西小学校の正門までということで、私も地元鳥子からもあそこの道路を使って通学しておるということで、私にとりましてもありがたい質問かなというふうに思います。

ただ、今のところは計画を上げておりませんでした。ただ、今後する中で、あの道路は起点側と終点側が狭くなっております。新所のほうが若干狭い道路ということでもありますけれども、東のほうは特に狭いということもございます。結論を言うと、今のところ計画ないというのが本当です。だから、今後どうするかを検討しなきゃならないということではありますが、一応あそこのまで終わって、状況を見て判断するならば、判断しなくてもしないと仕方がないような道路でもありますけれども、あの道路を拡張するとすれば、かなりのお金がかかります。公民館や防火水槽や消防詰所辺りは全部動かさないかんということでもありますので、方法はいろいろありますけれども、そういうような、今後検討してやりたいというふうに思います。

万徳公民館が早く改修したいということであれば、先にやられても結構でございますので、そこら辺がやっていただければなというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

今回の質問ですが、学校の正門付近で子どもたちが集まってくる場所が、見通しが悪く危険であるという考えが一つと、その通学路横にある万徳公民館が、4年後に建て替えもしくは増改築の計画がございます。前万徳区長様からこの話をいただきまして、通学路の道路拡張工事があれば公民館はそれに従った設計等をしなくてはなりませんということで、役場と話合いに行きましたが今のところ計画がないということで、どうすればいいものかというふうに相談を受けております。こちらに関して担当課長はどう思われますでしょうか。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）私のほうからお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃったとおり万徳区からは、昨年、区長より現公民館が手狭ということでございまして、4年、5年後を目標に増築または建て替えなどの案があるということはお伺いしております。

例えば、道路拡張を前提として考えた場合、現道を拡幅する案とすれば、公民館、消防詰所、防火水槽がございまして、その補償費用が大きくなるということが予測されます。

もう一つの案としましては、公民館の北側の種馬所側、そちらのほうに道路を付け替えるということもできるのではというふうに思っております。この場合、短期間で安く工事のほうができますけれども、この種馬所は山西小学校の送り迎え、運動会等の行事で駐車場として、また、熊本地震のときに万徳周辺や鳥子の各集落から大変多くの方々が車中泊をされたり、公民館での炊き出しなど、山西校区の重要な防災拠点の場として利用されておりましたので、一概に安いほうをどうかということでもございませぬ。

道路拡張を前提としない場合としましては、通学路における歩道部分の安全性を強調するためのカラー舗装を行うなども一つは考えられます。これは、道路拡張困難な住宅密集地などで全国的によく行われる対策でございます。

万徳区におかれても、どれくらい拡張するのか、建て替えをするのかをその規模感などを含めて考えておられるのかと思います。このような場合、道路改良計画が先か、また、万徳公民館改修のほうが先かと、鶏、卵という状況になりがちでございますけれども、小学校の通学路という点ももちろん踏まえまして、事業における国庫補助金などの活用の可否などをまた検討しまして、万徳区や関係する山西小学校と連携をしまして、全てが今よりもよくなるよう協議を進めていければと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）3回目、続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

それでは、もうまとめます。前向きなご意見ありがとうございます。今まで計画に上がっていなかった問題に対する回答は、執行部としても大変難しいとは思いますが、今回の質問で新たな問題と捉えていただき、将来を考えた安心・安全の通学路と万徳公民館建設とが、お互いに納得のいく話し合いをしていただきたいと思います。この質問はこれで終わります。

2つ目の質問に入ります。

続きまして、2つ目の質問でございます。村営団地に防犯カメラの設置をという質問でございます。

3月議会におきまして、質疑応答の中で村営住宅の家の中で携帯電話がつかない家は何件もあるから、どうにかできないかという質問に対し、すぐに対応していただきました。質問から約3週間後には携帯電話会社から来られるのでと言われ、担当の総務課の山下幸之助君と新人の加藤君と私も現

場に参りました。室外にアンテナを2時間ほどで設置されて、携帯がつながったと住民の方が大喜びされておりました。大変感謝されておられました。ありがとうございました。また、他の家と河原第2団地にも聞き取り調査をして、全てに対応しますというふうに答えていただきました。素早い対応とフォローに心より感謝申し上げます。

そのアンテナを設置するときに、住民の方が寄ってこられまして、そのときに井戸端会議みたいな形になりまして、団地の区長さんから、ここは年寄りが多いので、いろんな方々が来るから心配していると。住民の方々も、いろいろな地区から来られて新しい団地なので、まだまだちゃんとコミュニケーションが取れていない状態ですと。怪しい人や押売のセールスなんかも来られても分からないので、防犯カメラの設置や、夜になれば暗いので、今防犯灯がありますけれども、そちらのほうも少し暗いところには設置していただきたいというような話を団地でされ、そのとき区長様が犯罪や詐欺に遭わないような防犯カメラの設置等をお願いできないかというふうに訴えられました。こちらのほうはいかがでしょう。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）坂本議員の質問にお答えをさせていただきます。

令和3年1月から12月までの交通事故及び犯罪発生状況につきまして、若干ですが、お話をさせていただくならばというふうに思います。

大津署管内で警察が認知している件数のうち、本村では交通事故の件数が8件、犯罪発生件数が13件となっております。西原村の犯罪内容につきましては窃盗11件、器物損壊2件となっております。特徴的な犯罪では賽銭目的で神社拝殿に侵入した男2人が現行犯逮捕されております。また一時期、刈払い機を狙った盗難事件が発生をしております。このような中で、防犯カメラの役割というものは大きいものがございます。犯罪防止の観点から必要性は十分に理解をしております。そして効果があるというふうに思っております。

今テレビ等でも犯罪を追うという形で、防犯カメラが幾つか町なかにありますので、どっちへ逃げて行ったとか全てが分かるということで、検挙率も上がるんじゃないかなというふうに思います。しかしながら、個人情報保護の観点からすると、どこまでつけていいのか、そこら辺も考えながら村営住宅の方々や相談をしながら慎重に検討していくならばなというふうに思います。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

広報紙のたわらやまという駐在所だよりの5月号で、熊本県下において、3月末現在で電話での詐欺被害が熊本県下で46件ございます。被害総額が約1億2,800万円あるそうです。その手口は、市役所や役場職員を名のり、医

療や介護保険の還付金手続でATMに誘導して、受け取る手続とって支払うような操作をさせているそうです。本人の方々はもらえる手続と思っていたら自分の口座から相手に入れているという、自分では分からないような操作を、高齢の方には特に分からないというふうな操作で、そういうことがあっているそうです。また、その方の家に行ってキャッシュカードをすり替え、だまし取る手口が横行しているというふうに、駐在所だよりは載っております。

また、最近では、西原村観光協会が事務所移転で滝の糸舞季に移転しております。移転したすぐに防犯カメラを設置しましたが、それからあまり日にちがたっていないのに、清掃協力金を開けて盗まれました。防犯カメラを確認してみるとその映像が映っております。すぐに警察に被害届を出し、映像も提出しました。それから数か月後、本当に最近ではありますけれども、犯人は逮捕されておりました。

村長が言われました犯罪、本当に身近な場所でも起きております。いろいろな場所で防犯カメラの必要性があると考えておりますが、現在、西原村が設置しているカメラの場所や台数はどれぐらいあるか分かればお願いいたします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）ただいまの坂本議員の質問にお答えいたします。

現在の防犯カメラの設置状況について申し上げますと、まず、熊本震災以降に仮設住宅についてですが、平成28年5月に全国安全環境ネットワーク協会から、犯罪抑止、交通事故防止、高齢者の見守り、子どもの見守り、公共財産や住民の財産を守ることを目的に防犯カメラの設置に係る申出がございました。同年8月1日にその協会と契約を締結いたしまして、見守りカメラ、防犯カメラでございますけれども、当時、仮設住宅のほうに4台と今仮設が残っております現在は2台という形で今設置をしておるという状況でございます。

この設置の内容につきましては、防犯カメラとそれに自動販売機と一緒に設置をしております、自動販売機の収益を防犯カメラの運用、維持管理あたりに充てられております。この場合は、その初期投資のほうも無償になりますし、維持管理及び機材、機器あたりの更新なども協会のほうで行われ、防犯カメラなどの電気料について村の負担というふうになっております。

もし自動販売機を設置しない場合につきましては、カメラのリースという形になりまして、カメラの設置から工事費など、そういった部分などもリース料に含まれるというような形での取決めになっております。

それから、そのほかに地域住民が安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりを実現するという趣旨に合意いたしまして、犯罪の抑止、行方不明者の捜索及び住民の安心感の醸成などを目的として、平成30年10月18日

に、西原村、菊陽町及び大津町並びに大津地区防犯協会連合会と大津警察署による防犯カメラの設置促進のための協定を締結しております。

その後、山西小学校の体育館のほうから北側正門に向けて撮影する防犯カメラを1台設置、河原小学校も同様に体育館から正門に向けて撮影する防犯カメラを1台、西原中学校も同様に体育館から正門に向けて撮影する防犯カメラを1台、計3台を大津地区防犯協会連合会の補助事業を受けまして設置をしておる状況でございます。

そのほか、村独自で設置しておりますのが、現在この西原村役場庁舎周りに3台設置をしております。それとにしはら保育園のほうに4台設置をしております。萌の里のほうにナミ像を建てまして、そのところに1台と揺ヶ池、お池さんでございますが、こちらのほうに賽銭等がございますのでそこに2台の合計10台の設置を行っております。

それから、村独自で設置を行うためにということで、西原村防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を令和3年11月25日に制定しております。設置に関する具体的な判断基準としましては、設置場所は、通学路の地域の間ですね、地区間と公共施設、公園、道路等としております。設置条件といたしましては、そこに設置する正当性、必要性、妥当性、有効性などを総合的に判断して設置をしているというところでございます。

先ほど村長からもありましたとおり、個人情報保護等の観点から防犯カメラの設置場所、撮影範囲等は必要最小限とし、カメラ作動中というような掲示をして、設置に際しては地区住民の総意を必要としております。

以上のことなどから、ご質問いただいております村営団地の防犯カメラの設置は、設置方法もいろいろございます。団地の要望等を聞きながら検討していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、まとめてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

山西団地、河原第2団地、村営住宅でございます。年配の方々が多いので、やはり安心・安全のためにも設置していただきたいと思っておりますけれども、こちらのほうは、もうその区長さん、またはそれ以外の方々と、住民の方々とお話をいただきながら考えるということによろしかったでしょうか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）今、坂本議員が言われましたとおり、地域住民の方の賛同を得ながら、設置をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。前向きな答えをいただきましたので、2つ目の質問を終わらせていただきます。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

定住促進事業補助金制度の質問でございます。

移住者に対しての住宅補助、村が指定した地域に新築を建てる、もしくは新築を購入する移住者には100万円の補助があり、中古物件の購入者には補助金がありません。同じ移住者であるので、こちらにも補助金を出すことはできないかという質問でございます。

こちらは、最近できた定住促進事業補助制度で河原校区に新築を建てたり建て売りを購入した方へ、1年目に40万円、2年目に30万円、3年目に30万円、合計100万円を分割補助されています。この制度は、河原地区の人口増と河原小学校児童減少問題、複式学級解消対策への補助金だと思っております。目的がそうであれば、中古物件購入の方への補助金もあってもよいのではと思っております。熊本地震から建築材料や生コンの高騰で震災以前の坪単価からすると相当上がっております。高額な家となっております。また、3年ほど前からコロナの影響や、ロシア・ウクライナ情勢で木材も相当跳ね上がっております。

また、今月からは食料品やいろいろな商品が値上がりし、これまでに経験したことがないような物価の上昇率でございます。こういう観点からも早期の段階で中古物件購入者の方への建物の金額に見合った歩合率で補助金を出してはどうかという質問でございますが、いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）言われることは十分に分かります。中古物件が何年の物件で、どのくらいの値段で補助するのかとか、例えば、100万円ぐらいする中古物件もあるかもしれません。もう要らんごつな中古物件もあるかもしれませんが、そこら辺の判断、見分けがなかなか厳しいところもあれせんかなというふうに思います。出してやりたいという気持ちは私も持っておりますけれども、この河原地区のもともとの建物は、河原小学校が複式学級になりはしないか、河原小学校の子どもたちが少ないと、人口も減ったということで、いろんな方に聞いても、物件はあっても河原地区には行かないと。例えば、西原村に行きたいということであって、いやここ安いですよと言ってもなかなか行ってもらえないということが多々あるということも不動産会社から聞いたことがございます。山西のほうがやっぱり来る人がいいと、便利もいいし、山西がいいということでありましたので、それじゃいかんという思いがあったもので、あそこに土地を買って造成をして、39歳以下に分けてやるということをはじめたわけでございます。今年からいよいよ分譲が始まるんじゃないかなと思っております。

そういったことを踏まえると、ある方がこんなことを言われました。同じ村の税金じゃないかと、山西区もしてくれとか言われました。目的が違うんですよと私言いました。河原地区はそんなことしていいのかとか。なら山西区ばかりが総合体育館をつくっていいのかと河原地区から言われるかもしれない。いろんなことをそれぞれ自分の地域が一番かわいいわけですね。それ

を言ってもらおうと困りますと。だから、河原地区に住む人がいないからそこに造るんですよということを言ったことを覚えておりますけれども、そんなことを言われるにはちょっと問題が違うかなというふうに思っていますので、やっぱり河原地区は誰が言っても便利が悪いと、道路もしんづう坂を上がっていかないということもあるし、お店がない、ガソリンスタンドもない、保育園もないと、いろんな問題が多々ございます。

先ほど建設課長が言った、卵が先か鶏が先かという話ですけれども、やはり、あそこに住宅がなからんと、人口が増えんとお店もできないと。人口が少ないからお店をやめてしまうとありましたけれども、やはりそこら辺は全体的に底上げしてやらんといかんというふうに思います。河原地区には本当に申し訳ないなと思うところがいっぱいあります。だから今回、あのような対策で河原地区に住宅都市を造るということで進めております。あれが完売したら、また次のを造るならばなという思いもあります。やはりあそこに多くの方が来ていただいて、河原がもっともっと活性化するような、そういった施策を今後進めていくなればなというふうにも思っておりますので、坂本議員も河原校区活性化対策特別委員会か何かでしよ。だから、そこら辺でもそんな問題を取上げていただいて、議会でも進めていただくなればなと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（山下一義君）2回目、進めてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

新築物件がまずはメインだということでもあります。中古物件の金額が分からないということで、例えば中古物件の購入金額、それに対しまして100万円ということではなくて、金額に見合った、年数に見合ったとか、そういったものを再分割していただいて、その利率を決めていただくとか、これがまだ河原地区にあるかないか分かりませんが、今後出てくる可能性もあります。

そういうふうな感じで、自分がこの質問をしたのは、やはり河原地区の小学校の生徒数は、今まで自分たちはこの議会でも話しているのは、最低人数を達成すればいいような感じで動いておりましたですね。でも、子どもたちにすれば、友達というのはやっぱり多いほうがいいんじゃないかと。100人でも200人でも、いればいるほどいいんで、今まで私たちが考えていたのは最低人数をクリアすることでありましたけれども、そうではなくて、そういう対策をしていただいて、自分も河原活性委員会です、そういう対策もプラスしていかなければならないというふうに自分はもう改めて思っております。

そういうことでもありますので、中古物件がその中から考えが出てきました。本当に今、物価の上昇、相当いろんなものが上昇しております。木材も上昇して大工さんが数か月前に見積もった金額では到底建てられないとか、

そういう話も現に聞いておりますので、そういった場合に、そういう高いものは、買えないけれども、中古物件があればそっちに住んでもいいと。そこに子どもさんたちがいるとか条件が必要ですけども、そういう人たちにもあげていただければ、また河原の人口増、または河原地区の子どもたちの増、それにもつながるといふふうにも思ひまして、この制度の活用を窓口を広くしていただけたらというふうにも思っておりますけれども、担当課長のほうの考えをお聞かせください。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（吉井 誠君）河原校区の定住促進対策としまして、議員が話されています住宅補助の100万円と合わせまして、今年は宅地の造成事業も進めております。当初予算で要望しておりました用地取得も既に完了しております。これから造成売却へ向けて事業を進めているところでございます。

このような、行政が行う施策と併せまして、村外から移住される住民さんに対しての受入れ体制の充実というのを、地元の住民さんとか議員さんと一緒になって検討する必要があると思っております。例を挙げますと、これまで、地震で被災しました集落ごとに減少した集落人口を増やせるよう集落への加入金や催事などを記した集落のしおりとか、PR用のチラシを大学の先生の講師とかをお招きして限界集落について話を伺ったり、地震当時のお世話になったボランティアさんとの交流活動を行ってまいりました。いま一度、住んでいる集落の規約や決まり事、しきたり等を見直して、村外から移住される方のために環境づくりやコミュニケーション形成に向けた取組も重要ではなかろうかと思っております。令和2年度より河原校区も同じような取組を行うように進めてきたんですけども、コロナの影響で実現には至っておりません。今後は、住民さんと議会、あと特に河原校区の活性化、特別対策委員会の方々と一緒に積極的に進めていくならばと思っております。以上です。

○議長（山下一義君）3回目、進めてください。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございます。

大変私たちは西原村に住んでいて河原、山西地区、この差が激しいというのは重々承知しておりますが、私たち議員、執行部ともに、やはり全体的に見るのではなくてクローズアップしながらも考えていかなければならない。河原地区に対してもそうですけれども、人口が今からだんだん少しずつでも増えていくとは思いますが、しかしながら、場所のいいところだけが増えるのだけではなくて、我々が住んでいます例えば山間部地域、こちらのほうも、下手すれば限界集落、人口がもう全くいなくなる、そういうことも考えられるのはもうここ5年、10年先を、今住んでおられる方を考えればそういうことも出てきております。

例えば、私が住んでおります袴野地区ですけれども、これを30年ぐらい前

から、そういうふうにならないように少しずつではありますけれども、村外からの移住者の受入れをしておりました。これはやはり地区の政であったり、区役やその辺、そういうものを考えて行ってきたことでありますが、今ではそういう方々が、袴野地区では40軒ほど集落があり、村外から来られた方がそのうちの12軒ほどございます。

また、消防団でいいますと、袴野の消防団では現在員が9名、そのうちの4名の方は移住者の方でございます。また、小・中学生に関しても7名ほどが移住者の方々の子どもたちということで、保育園以下でもまた数名、最近生まれた子どももおられますし、また、最近ですと、去年、売りに出た家がございますけれども、すぐに袴野地区にまた別な家族の方が購入されて住まれてもおります。また、あの地区に喫茶店や軽食、そばどころ、これが袴野地区で4軒もございます。やはりそういう好きな人たちもおられます。

そういう人たちのことも想定しながら、河原地区もいろんな対策を取っていただきながら進めていただければと思います。また、自分たちも河原地区の活性化委員会でありますので、一生懸命に今回移住していただくように頑張りたいと思います。その辺で、村長、何かご意見があればよろしく願います。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）受け入れる側ですね。この受入れ側が受入れ体制をしっかりとしているかと。よそ者と言わないようになってきた人に、そういった言葉を発つすればよそ者ですもん。だからそういったことがないように受入れ体制をしっかりと、みんな地元の我々の仲間ということでしっかり話し合っていたら増えるんじゃないかなというふうに思います。ただ、今の地元に入れば、区役やら区費とか消防費とか、いろんなことを納めなきゃいかんですね。それもネックになっているところもございます。消防もそこまではせんでも、村から消防には補助金を出したりとか、何かしてその受入れ体制をしっかりとすることも必要じゃないかなというふうに思います。

そして、河原地区でありますけれども、河原地区の方がこういうこと言われました。もう村長、山西、河原と言わんでよかばいたって、もう西原小学校ば造りましょうと。山西のほうに行くとは何も抵抗はなかで、こんな小さい学校で競争力の少ないところで勉強しても子どもは成長しないだろうと、もっと広く仲間がおるところで勉強したほうが伸びるんじゃないかなと、こんなことを言われた方がおられました。なるほどなということでもあります。増えた方が多うなれば、西原小学校も必要じゃないかなというふうに思いますので、それは今後の課題として、今の話は河原地区の方が言われた話でございます。私が言ったんではなかですけん。そういった話でございますのでご理解いただきたいというふうに思います。

できれば、本当は河原は河原地区がいいですけども、そういった子どもが増えるような施策をまずして、それでも集まらんとときには次の段階を考えていかなきゃならないというふうに思っておりますので、しっかりと今後も坂本議員あたりは学校関係には大変熱心でありますので、そこ辺をよろしくお願い申し上げたいと思います。以上です。

○5番議員（坂本隆文君）ありがとうございました。河原地区小学校問題を解決、自分たちも一生懸命になって解決していきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上で質問を終わります。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 1時42分）

（午後 1時52分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

受領番号1番、6番議員、中西義信君、件数3件、発言を許します。

（6番議員 中西義信君 登壇 質問）

○6番議員（中西義信君）6番、中西です。通告表を見ていただきますと分かりますように、期限の前の日の23日に一番に申し込んだんですけども、諸事情によりまして5番目になりましたが、皆さんがお眠いところ、気合を入れてやっていきたいと思っています。

まずちょっと雑談になりますけれども、先ほど同期の坂本さんがおっしゃられました新しい住民の方々と云々という話がございましたけれども、うちの地区では90%以上が新しい方々で、私どもの意見なんてほとんど通りませんから、羨ましくてしょうがないなと思いつながら聞いておりました。では、気合を入れていきたいと思っております。よろしくお願いします。

まず1番目、住宅地の冠水対策についてです。

村道田中高遊線にある高遊西区の集落前の冠水対策だが、隣接する東海大学農学部の開校に伴い整備が進んでいて、完了すると、大雨時、上流地からの増水が見込まれ、現在以上の冠水が心配される。下流域の隣接地の取組も期待しているが、まずは本村側の側溝分の雨水排水処理の取組ができないかという質問です。

ちょうど梅雨前になりまして、この件は、この時期には梅雨前には6月の議会ではやりたいと思っていた案件です。この工事についての質問は、若干類似はしておりますが、もう2回目になります。過去の先輩の議員の方もされたことを含めるともう3回目になるのかと思っています。

先ほどもありました、南阿蘇村にあった東海大学農学部が熊本地震の被災により、放牧以外皆宇宙センター跡地に移転となり、隣の西原村としては大変喜ばしいことではありますが、学校ですので、外周も含めてきちんと整地や整備がされます。今までは農地に地下浸透しながら流れていた雨水が、これ

からは側溝を伝ってこれまでと違って多量になります。確かに前回質問したときに村長は、村と町の境界線のところの排水は止めてあるとおっしゃられました。しかしながら、一番水があふれるのは、今出来上がりつつあります大学の入り口の正面あたりが一番低くて、改修が進めば進むほどそこに水が集中します。その集中するところに南に走っている農道がありまして、これまたコンクリートで舗装されておりまして、これまで川ぐらだったのが今後は滝のように流れるんじゃないかと危惧しております。そして、その雨が流れる先は、先ほど言いました村道田中高遊線沿いの通称ダイワ団地といいますけれども、西区の集落の西側に造成された太陽光発電の敷地辺りに流れ込んでいきます。その施設も、やっぱり上流からの流水対策として盛土をされて開発されておりまして、よどみやすくなってしまうと、道路の冠水状態が度々起きてしまいます。堂園小森線の県道改修は、大学の新年度の入学の開校に合わせての整備事業だと思っております。しかしながら、その前後の東西に工事が今後進めば、なおさら排水が増えてまいります。

この通告に際し、廣瀬課長も含めて現状を初めて見ていただきました。先ほど申しました太陽光発電設置の下流域において、側溝整備をなさるにしてもやっぱり私有地がありますので、そう簡単には進まないと思っております。

そこで質問ですが、村道田中高遊線の西区住宅前の西原側の側溝の分だけでも、村内で処理はできないかという質問です。幸い、その地区のすぐ近くには、今、高遊地区の大部分の住宅地の排水を担っております側溝の起点がすぐそばから始まっております。その排水起点を利用してできないかと思つて質問いたしました。いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）日置村長。

（村長 日置和彦君 登壇 答弁）

○村長（日置和彦君）中西議員の地元でございます高遊地区の冠水対策ということであるかと思えます。

東海大学は東海大学で、あそこに降った雨は外には出さないということがあそこを建設するときの条件であるということも分かっております。どこでも同じです。どこの造成をするときも、その中で処分しろというのが今のやり方ありますので、しかしながら、それ以上に降れば水は高いところから低いところに流れるということで、来ることもあるかと思えますけれども、そう多くは増えないだろうというふうに思っております。

今の質問は、ダイワ団地のところでしょ。ダイワ団地付近は昔から問題がございました。あそこは年に1回はバキュームカーでくみ取っておったりとかしておりますけれども、本当に問題のある地域でございます。一番あそこが低うございますので、あそこにみんな寄ってまいりますので、これは益城町の町長と1回お話ししました。そして、どうするかと。だから西原さんに一緒に考えようかとかという話までは今しております。布田川さん流すほう

に途中で道路が高くなっておりますので、その間だけは推進で管を押すという形であれば、ある程度押したならまた向こう側で開溝でも行くかなというふうに思っていますので、そうするとできやしないかなというふうに思っています。

ただ、これは両町村にまたがっておりますので、主導権もどっちが持つてするのか、いくらだしたら管は益城町になりますけれども、水は西原村の水ということになりますので、なかなか話合いをしてするにもちょっと難しいところもありますけれども、それは、うまく話をしながら持つていくならばなというふうに思います。

あそこは冠水することもありますか。最近はあまり見れないような気のするばってんが。ありますか。あったら、中西議員が心配されるようなことは起きるかもしれませんので、そこ辺は益城町と2人で話しながら対処していきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○6番議員（中西義信君）住民の方々もやっぱり今後どうなんだろうかというのをとても心配されておられまして、そういった言葉が表に出るということをやっぱり聞くだけで安心されると思います。しばらくは時間がかかると思います。この問題は、この間も言いましたけれども、高台といいますか空港の東側には県が進めております防災関係ヘリポート施設とか造られております。たしかに調整池はできますけれども、基本的には下流域の高遊地区、西原地区のほうに来るのは事実ですから、広域的に例えば県も含めてそういったところでの広域的な話合いが必要になってくるんじゃないかと思っているので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。この件に関してはもうそういった言葉をいただければ住民の方々も安心されると思いますので、これで終わりたいと思います。

続いて2件目にいきます。

県道改良工事の進捗状況についてを2つほど質問します。

始めます。県道堂園小森線の西工区分、旧ジョイフル近辺ですが、道路改良に合わせて、また東海大学の進出もあり、アパートの建設と店舗の出店もあるやに聞く。側溝の雨水排水経路が村道高遊3号線もその交差点に集中した現在の設計なので、ここも大雨時の冠水が心配されるが、県工事の進捗状況等はいかがかと質問しております。

県道の2期工事分と認識していますが、なかなか進まずやっぱりこれもまた住民の方々がちょっと心配されて、どうなっているんだという話を聞いたこともあります。やはり大雨時にあそこはどうも昔の造りなものですから集中して排水がたまるような状況になっているのも事実です。新しくできました郵便局辺りまではきちんとできておりますけれども、ほんのあと百数十mがなかなかうまくいかなくて、時々やっぱり冠水します。アパートも含めて、

また新しく店舗も何かできるような状況になっておりますので、なかなかここあたりも心配でございますし、私自身もだし、地域の方々もよく言われたことです。

現在の進捗状況を、県の工事だと思えますけれども、分かる程度で教えていただければ助かります。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）中西議員の質問についてお答えいたします。

県道堂園小森線改良工事の今後としまして、郵便局から益城町との町村境までの西工区での改良工事発注におきまして、5月31日に県阿蘇地域振興局土木部より、今年度の下半期に発注予定という話を聞いております。

また、同区間の北側の部分の歩道整備、そちらにおきましては、令和5年度に発注予定とのことであります。

交差点の排水対策としましても、現在は高遊2号線交差点から郵便局までの側溝は道路縦断が取れていないため、側溝内に土砂などが堆積している状況でございます。今回、排水機能向上のために、益城町との町村境から郵便局までは、今より大きい断面での自由勾配側溝が計画されております。

また、車路は排水性舗装、歩道は透水性舗装を取り入れる計画というふうに聞いております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○6番議員（中西義信君）それはもう実行されると思っていいんでしょうか。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）一応その予定で聞いております。

○6番議員（中西義信君）ということは住民の皆さんにも伝えていいということになりますかね。それをしっかり覚えて帰っていきたいと思います。

先月、熊本県では黒毛和牛の出荷対策で本格的出荷出発式に私が参加しまして、その際、木村副知事としゃべることがありまして、西原村に対して村長や議会を中心とした、村の一丸となった震災の取組をとっても評価されておられました。この道路工事に関しても、県としては必要な道路と思っているのでやっていきたいと思っていますというのをいただいておりますけれども、まさか工事そのものの具体的な話が大方出てくるとは思いもしませんでしたので、ちょっと今日安心しています。このような情報も随時伝えていただけることを最後をお願いして、この質問を終わりたいと思います。

2番目の質問にいきます。

工事の進捗状況が分かれば、ここは大きい交差点なので、信号機設置の有無に対して地区でどうするか等の対策の説明が必要と考える。窓口は総務課になると思うが、その後の対処の手順はどうするといいいのかです。

もし、この地域で、私も住んでいますけれども、信号を設置したほうがいいとか、そういう意見が出た場合、右から左にすぐできる話ではないと思っ

ています。また時間もかかるのではないのでしょうか。逆算ではないですけれども、もしもそういう工事が始まるという状況になれば、早めの対策が必要なんではないかと思っています。やっぱり地区だけの考えでできるのかどうか、また、それらの手順等も含めて説明をお願いします。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）では、今のご質問にお答えいたします。

道路改良に伴う交差点の形状や信号設置の有無については、交通量調査や周囲の構造物調査等を基に計画図を作成し、警察と協議を行い、信号が必要であれば公安委員会との協議を行って決定しています。

中西議員がお尋ねの交差点への信号設置につきましても、県と警察及び公安委員会で協議をされており、その際、信号機設置の要望もなされておりますけれども、最終的には設置不要という結果になっております。県道改良後、周辺の状況変化により渋滞がひどくなったり事故が多発するようなことになれば、当然、信号機設置の話が上がってくると思われれます。

地区等において、どういう取組が求められるのかというご質問につきましては、今の段階では設置しなければならないという具体的な理由がなかなかございませんので、難しいところではないかと思っていますところでございます。

また、信号機設置につきましては、その路線の前後の状況まで考慮する必要があります。例えば、何m以上離れていないといけないとか、信号機を設置したために渋滞が深刻化し、より不便になる可能性があるということも考慮しなければなりません。

この県道堂園小森線の高遊区間につきましても、学校、警察、教育委員会等で構成される交通安全プログラムにおいて、総合体育館西側の圃場整備の一番西側となりますあぜみちという店舗の東側の県道と村道との交差点に信号機設置の要望もあっております。また、ナフコ前の交差点への信号機設置の要望も聞いております。高遊区間だけでも交差点はかなりありますので、これらの案件を含めて、全てに信号機を設置することはなかなか難しいのではと想定しているところでございます。信号機設置に関しましては、高遊区間の県道改良が全て完了しまして、その状況に応じて、また、前後区間の設置要望なども勘案しながら、今後進めていかなければならない事案ではないかと思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）総務課への質問がございましたので、お答えしたいと思えます。

先ほど建設課長の答弁でもございましたとおり、村としても通学路の緊急点検等においても要望が上がっております。でございますので、それと先ほど建設課長が言われております学校、警察、教育委員会等で構成される交通

安全プログラムによる要望もあっております。

総務課としましても、大津署と協議をしており確認をいたしておりますが、一応その要望を上げておりますので、大津署としても一応交差点の要望が上がっているというところで協議のほうには上げていただいておりますという状況でございますが、信号機の設置の要望等は数多く要望があつておるということで、警察や公安委員会等の協議が行われておりますので、その要望が多くて優先順位的にもちょっと今のところは設置されていないという状況でございます。

村としても、今後も継続して要望のほうは行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（山下一義君）中西議員、2番目の県道改良工事の進捗状況については、もう3回以上質問しておりますので、まとめてください。

○6番議員（中西義信君）これで終わりますけれども、その会合というのはいつ頃決断され、話があつたのかぐらい分かりますか。というのが、やはり地域の方々から言われていたのは、道路改良工事がきちんと明確になれば、そのとき信号機の話も出したらいんじゃないかというのを、改めて信号機を設置するより道路改良時にしたほうがいいんじゃないかというところで今日まで来て、何となく見えてきたので、今日の質問に至っています。

ですから、あそこは不必要だ、設置しないというような話はいつ頃あつたのかというのだけでも、今分かるなら。

○議長（山下一義君）暫時休憩します。

（午後 2時12分）

（午後 2時13分）

○議長（山下一義君）それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、次の3番目に入ってください。

○6番議員（中西義信君）地域の方々には、そういったふうには説明していきたいと思います。

どちらにしろ、いろんな進捗状況は早めにその都度教えていただきたいと思います。

では、3番目にいきます。

西原村決算認定時の「主要な施策の成果に関する説明書」についてです。

内容、中央簡易水道事業特別会計の主要な施策の成果で、①年間総配水量、②年間総有収水量、③漏水量等が長年 m^3 や%で表示されてきた。③の全てが無駄な漏水等とは思っていないが、水道料金単価で表示することによって、意識改革につながるのではないかと。

この質問に際して、はてなと思われる方々もおられるのかとも思っています。私は平成24年からここにいますから約10年です。平成25年度決算から平

成26年、平成27年と決算認定を体験しています。その都度何回かこの件は質問をしています。ただし、平成28年以降、熊本震災が起こってから質問はしていません。去年はちょこっとだけしました。

皆さんも、震災のときは水のありがたさを感じられたと思います。牛を飼っている私は皆さん以上に感じました。断水の間、給水ポンプや大型のタンクも周りから貸していただき、ありがたさを感じています。ただこの問題を何回も質問しましたのは、やっぱり今の発展した高遊ではなくて、私は、旧高遊原開拓で育ったからです。やっぱり水のありがたさを本当に感じています。高遊地区の発展の始まりの一つに安定した水の供給があります。これまでも話をしましたが、おやじの伝え言葉ですけれども、水がなく畑作地帯の高遊にとって何より大事だったのはやっぱり生活給水です。その生活給水のお願いを、前回まで議員をされておられました林田さんのおじいちゃんかひいおじいちゃんの代の方々が、自分たちが使っている水、つまり医王寺、日向、多々良の水源から流れ落ちたあふれた水ならやってもいいんじゃないかという、水を頂いたと伺っております。そのおかげで、高遊の発展の始まりがあります。

その後、村営水道に編入して安定した供給をいただくことができましたけれども、私も議員になりまして、その現場を見に行きました。今も村営水道の一翼を担っておりますし、やっぱり見に行ったときはじんとくるものが私にはありました。今でも、ちょっと個人的にですが、年1回ぐらい供養にお邪魔しております。

どうしても漏水ということに対してというより水に対しての思いがあり過ぎまして、職員の皆さんが仕事をしていないとかそういうあれではありません。せっかく先人の山を守ってこられて今日の地下水があるのではないかと考えています。また、このことをゆっくり、質問をするに当たって思い起こしてみますと、私がこの質問をし出した頃も今も、退職された職員さんや先輩の議員さんたちの皆様も含めて、多くの方々が昔から豊富なあふれ出ている水の中で生活されて、水が困ったなんていうことはない方ばかりが大半の西原村で過ごされてこられた方々ばかりだと思います。やっぱり、おおらかな西原村と言われるのもそのあたりが原点にあるのではないかと考えています。

要は感覚の違い等も理解はしております。でも、やはり議員になって、当時は産業教育に籍がありましたから、決算時に中央簡易水道の成果分を見て、また説明を聞くと、やっぱりどうしても漏水ということに対して意識が私はいってしまいます。したがって、 m^3 表示だけではなくて併用でも構いませんので、水道料金に換算した金額提示もあったほうがよりよい今後の成果になりはしないかと。

村営水道は2か月に1回の集計で、一般家庭では大体五、六千円使われる

かと思えます。私は、仕事柄大口でして、200 tまでは大体1 t当たり100円の換算で基本料金と合わせて大体2万2,800円前後です。しかしながら、201 tからは、税込み百四十八、九円の単価になります。結構な単価です。だから私はよく10日に1回前後水道メーターを確認しています。

質問でも書きましたけれども、漏水が駄目とか云々とかテスト試験もありますから言っているわけではございません。我が家にも古い管がありまして、時々変なところから水が出たりもします。理解はしているつもりです。ただ、水がもったいないというのが身に染みついた私にとっては、漏水とかどうも頭が痛くて、なかなか説明しましたが内容はたった一つ、 m^3 数だったのを金額換算等にはできないかというだけです。いかがでしょうか。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）中西議員より質問がありました、漏水等による無効水量及び職員の意識改革についてでございます。

まず、年間総排水量は、配水池などから配水された年間の総水量であり、年間総有収水量は、料金徴収の対象となった年間の水量となりまして、その差が無効水量や無収水量となります。この無効水量と言われる主なものとして、中西議員のご質問のとおり漏水が主なものとして考えられます。あとは無収水量として、工事の際の管の洗浄、また、消火栓、防火水槽などの防火用水などを含めた料金を徴収しないものが上げられます。

この年間総有収水量における有収率は、令和2年度では91.25%となっており、ここ数年上昇傾向ではあります。目に見えるような水が湧き出している場合などは調査、修繕等の対応をしております。しかしながら、古い塩化ビニール管の布設箇所もいまだ多く、老朽などにより地中において漏水を起こしていることも考えられます。よって、漏水リスクの高い管路等に更新優先順位をつけ、計画的に更新していく必要がございます。有収率の向上は水道事業の経営安定化のために必要不可欠な課題であり、漏水の根本的な解消を進めていきたいと思っております。

意識改革の点につきましては、水は限りある貴重な財産でございます。職員も、日頃より一滴たりと無駄にしないような意識で取り組むこと。また、水道事業の経営においても、このような意識は常に必要だと思っております。そのためには、決算認定時の主要な施策の成果に関する説明書におきましても、この点を踏まえながら、記載内容に今後反映していければというふうに思っております。以上でございます。

○議長（山下一義君）2回目、続けてください。

○6番議員（中西義信君）ご理解いただければ助かります。あえて数字は申し上げませんでした。過去10年分の数字も持っております。それで計算するとちりも積もれば10年です。相当な金額になることもご理解いただければと思っております。ただ、生まれ育った環境が水がないところで育ったものですか

らどうしてもそれが気になって仕方がありません。皆さん方がやっていないとかそういうあれではありません。

また、先日、個人研修に行きまして、この主要な成果の書き込み方が法律では決まりはないそうです。だから、いろんな書き方になってもいいそうです。明記はm³等と併用でも構いませんので、おっしゃられたようにせっかくやっぱり地元の許可をもらって、くみ上げて事業を起こしてお金をかけて貴重な水だと思います。それと長年やってこられたやり方が駄目だということではありません。こういったふうなことを言う人間もおるということを踏まえて、また見方がちょっと変われば、ほかの課のことでも違った方向で見れば、いろんなあなるほどということが出てくるのではないかと思っています。そういった意味合いも含めて、今後に生かしていただければ助かります。これで終わります。

○議長（山下一義君）答弁よろしいですか。

○6番議員（中西義信君）結構です。よろしくお願いします。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）水のありがたさはもう中西議員の言うとおりであります。私もこの前の大地震のとき、水が来ませんでした。もちろん風呂も入ることもできないし、いろんな苦勞もしたことを覚えておりますけれども、そのありがたさは、本当にあのときに痛感いたしました。

これからも、水が漏水すると、やはり昔の管がつなぎ目から漏ったりとか、途中でひびが入っておって漏水するとか、いろんなことがございます。どこから漏るか分からないような状況も続いておりますけれども、できるだけそういったことをなくすために、やっていきたいというふうに思います。

その漏水がどのくらい少ないならば、修理するのが早いのか、安いのか、高いのか、もうちょっと多く出たときに修繕するのか、いろんなことも考えられますので、そういうのも踏まえてやっていくなればというふうに思います。本当に水は一滴たりともなくちゃならないものでありますので、そこら辺をしっかりとわきまえて、中西議員からお叱りを受けながら進めていきますので、よろしくお願いします。

○6番議員（中西義信君）ありがとうございます。いや心の中では水が豊富な方々が羨ましくてしょうがないという気持ちもあることはあります。でも、限られた、お金のかかった水道ですので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（山下一義君）日程第2、報告第1号、令和3年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）報告第1号についてご説明いたします。

報告第1号、令和3年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和3年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和4年6月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、令和3年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

今回の報告いたします事業については、総務費4件、民生費1件、衛生費1件、農林水産業費1件、土木費3件、消防費2件、教育費1件、災害復旧費2件の合計15件でございます。事業名等は記載のとおりでございます。

翌年度繰越額は合計6億757万7,000円、財源の内訳といたしましては、既収入特定財源1億6,438万2,000円、未収入特定財源、こちらは国県支出金2億7,456万3,000円、地方債1億4,730万円、その他の特定財源28万1,000円、一般財源2,105万1,000円となっております。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

役場庁舎浄化槽修繕事業につきましては、進捗率100%となっております。

特定地区公園事業のうち、運動公園整備事業につきましては、進捗率は工事出来高ベースで83%となっております。特定地区公園事業のうち、総合体育館整備事業につきましては、進捗率は66%となっております。

転出・転入ワンストップ化事業につきましては、進捗率、出来高ベースで20%となっております。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業につきましては、進捗率は、予算執行ベースで18%となっております。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、進捗率、契約ベースで76.9%となっております。

情報収集等業務効率化支援事業につきましては、進捗率は0%となっております。

道路維持補修事業につきましては、進捗率、工事出来高ベースで15%となっております。

道路舗装改築事業につきましては、進捗率0%となっております。

道路新設改良事業につきましては、進捗率は、出来高ベースで80%となっております。

住まいの再建継続利用支援事業（地域防災倉庫）につきましては、進捗率は0%となっております。

住まいの再建継続利用支援事業（自主防災組織）につきましては、進捗率は100%となっております。

西原中学校給食室・ランチルーム改築事業につきましては、進捗率、事業

費予算執行ベースで66%となっております。

現年度農地等災害復旧事業につきましては、進捗率、工事出来高ベースで90%となっております。

現年度道路橋りょう等災害復旧事業につきましては、進捗率は、工事出来高ベースで50%となっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、ご報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第1号、令和3年度西原村一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第3、報告第2号、令和3年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）報告第2号についてご説明いたします。

報告第2号、令和3年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について。

令和3年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書については、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和4年6月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

開けていただきまして、令和3年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書でございます。

ご報告いたします事業につきましては、土木費3件でございます。事業名等は記載のとおりでございます。

翌年度繰越額は、合計3,244万670円。財源の内訳としましては、既収入特定財源1,000万円、未収入特定財源のうち国県等補助金が976万2,000円、地方債910万円、一般財源357万8,670円となっております。

なお、事故繰越の理由につきましては、この計算書右側の説明欄のとおりでございます。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

村道維持補修事業につきましては、進捗率は100%となっております。

村道維持補修事業（単独）につきましては、進捗率は100%となっております。

ます。

道路橋りょう震災対策事業につきましては、進捗率は、出来高ベースで50%となっております。

事故繰越に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、繰越明許費に準じて、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告することとなっております。

以上、報告いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第2号、令和3年度西原村一般会計事故繰越し繰越計算書の報告についての報告を終わります。

日程第4、報告第3号、令和3年度西原村介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）報告第3号についてご説明いたします。

報告第3号、令和3年度西原村介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和3年度西原村介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書については、地方自治法施行例第146条第2項の規定に基づき、次のとおり繰越計算書を調製し、報告する。

令和4年6月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明いたします。次のページをお願いいたします。

令和3年度西原村介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書となっております。

款1総務費、項1総務管理費、事業名、介護基盤緊急整備特別対策事業、金額3,360万円、施設開設準備経費助成特別事業、金額755万1,000円、合計4,115万1,000円。財源内訳としまして、国県支出金4,115万1,000円となっております。

各事業の進捗状況についてご説明いたします。

介護基盤緊急整備特別対策事業につきましては、進捗率、予算執行ベースで0%となっております。

施設開設準備経費助成特別事業につきましても、進捗率は、予算執行ベースで0%となっております。

繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の議会においてこれを議会に報告する

ことになっております。

以上、ご報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これで、報告第3号、令和3年度西原村介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わります。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認め、次の会議は17日午前10時より行います。

本日はこれをもって散会します。

午後 2時44分 散 会

第 3 号 (6 月 1 7 日)

令和4年第2回西原村議会定例会会議録

令和4年6月17日、令和4年第2回西原村議会定例会が西原村役場に招集された。

令和4年6月17日（金曜日） 議事日程第3号

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 27号 | 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について |
| 日程第 2 | 議案第 28号 | 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について |
| 日程第 3 | 議案第 29号 | 令和4年度西原村一般会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 4 | 議案第 30号 | 令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 5 | 議案第 31号 | 令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 6 | 議案第 32号 | 令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）について |
| 日程第 7 | 議案第 33号 | 物品購入契約の締結について |
| 日程第 8 | 議案第 34号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 9 | 同意第 2号 | 西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて |
| 日程第 10 | 発議第 4号 | 西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣について |

日程第 1 1 組合議会の報告等について

日程第 1 2 委員会の閉会中の継続調査申出書について

追加日程第 1 村長 日置和彦君の退職申し出の件について

1、応招議員 (10名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
3 番	小 城 保 弘 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

2、不応招議員 (なし)

3、出席議員 (9名)

1 番	尾 崎 幸 穂 君
2 番	高 本 孝 嗣 君
4 番	堀 田 直 孝 君
5 番	坂 本 隆 文 君
6 番	中 西 義 信 君
7 番	西 口 義 充 君
8 番	上 野 正 博 君
9 番	宮 田 勝 則 君
10 番	山 下 一 義 君

4、欠席議員 (1名)

3 番	小 城 保 弘 君
-----	-----------

5、職務のため出席した職員は次のとおりである。

議会事務局長	米 口 三喜男 君
議会事務局書記	林 田 愛 弓 君

6、地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名は次のとおりである。

村長	日置和彦君
副村長	松山兼二君
教育長	竹下良一君
総務課長	林田浩之君
企画商工課長	吉井誠君
教育課長	山田孝君
会計管理者	須藤博君
税務課長	小栗優君
産業課長	南利孝文君
建設課長	廣瀬太君
住民福祉課長	廣瀬龍一君
保健衛生課長	松下公夫君
保育園長	岩村智子君

○議長（山下一義君）おはようございます。

本日は小城議員より欠席届が出ております。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程第3号のとおり行います。

日程第1、議案第27号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）おはようございます。

議案第27号についてご説明いたします。

議案第27号、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のとおり変更する。

令和4年6月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約。

熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2中「小国町外一ヶ町公立病院組合」を「小国郷公立病院組合」に改める。

附則。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行し、この規約による改正後の熊本県市町村総合事務組合同規約の規定は、令和4年4月1日から適用する。

提案理由でございます。

熊本県市町村総合事務組合同規約を変更しようとするときは、地方自治法第290条の規定により議会の議決を経る必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

令和4年4月1日から、小国町外一ヶ町公立病院組合が小国郷公立病院組合と名称変更をされたため、熊本県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する必要がございます。

次のページに新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願います。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第27号、熊本県市町村総合事務組合格約の一部変更についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第28号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) 議案第28号についてご説明いたします。

議案第28号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について。

地方自治法第252条の7第2項の規定により、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に新たに山鹿市を加え、熊本広域行政不服審査会共同設置規約を次のように変更する。

令和4年6月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

提案理由でございます。

熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法第252条の7第2項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める必要がございます。これが、この議案を提出する理由でございます。

開けていただきまして、熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を変更する規約。

熊本広域行政不服審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

第1条中「熊本市」の次に「、山鹿市」を加える。

附則。

この規約は、令和4年9月1日から施行するものでございます。

熊本広域行政不服審査会の共同設置につきましては、平成28年第1回の定例会において議決承認いただいております。現在13市町村により共同設置しております。そこに山鹿市が加わるものでございます。

次のページに新旧対照表を添付してございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第28号、熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

日程第3、議案第29号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第29号についてご説明いたします。

議案第29号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度西原村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,623万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,384万3,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加、廃止及び変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和4年6月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

4ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、追加。

起債の目的、13、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債（学校施設トイレ洋式化改修事業）。限度額1,540万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

2、廃止。

起債の目的、7、学校教育施設等整備事業債（学校施設トイレ洋式化改修事業）。限度額1,150万円の廃止でございます。

3、変更。

起債の目的、9、辺地対策事業債（風の里キャンプ場改修事業）。補正前、限度額40万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。補正後、限度額2,560万円。起債の方法、利率及び償還の方法は記載のとおりでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算の主なものについてご説明いたします。

7ページをお願いいたします。

歳入でございます。

中段の款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6総務費国庫補助金9,213万9,000円の増額補正でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増額でございます。

8ページをお願いいたします。

款19繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金1億6,250万円の増額補正でございます。財政調整基金繰入金等の増額でございます。

款22村債、項1村債、目8辺地対策事業債2,520万円の増額補正でございます。風の里キャンプ場法面復旧事業分の増額でございます。

次に、9ページから歳出でございます。

4月1日の新規採用職員及び人事異動に伴います各費目の給料、職員手当等、共済費などの補正予算を行っております。

款1議会費、項1議会費、目1議会費2,450万3,000円の増額補正でございます。議場内音響設備改修業務委託料等の増額でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目9電子計算費1,772万7,000円の増額補正でございます。Wi-Fi環境整備委託料等の増額補正でございます。

10ページをお願いします。

款2総務費、項1総務管理費、目13青少年の森管理費2,520万円の増額補正でございます。風の里キャンプ場法面復旧事業の増額でございます。

12ページをお願いします。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費2,033万9,000円の増額補正でございます。保育園の園庭遊具設置工事等の増額でございます。

13ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費1,628万円の増額補正でございます。新型コロナウイルスワクチン接種事業等の増額でございます。

15ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目1商工業振興費8,297万6,000円の増額補正でございます。プレミアム付商品券事業及び鳥子団地4号線付替え工事等の増額でございます。

款項同じく目3工業団地造成事業費1億2,300万円の増額補正でございます。第2鳥子工業団地、仮称でございますが、測量設計業務委託料の増額でございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番（坂本隆文君）5番、坂本です。

ページ数は、7ページになります。

歳入の国庫支出金の6の総務費国庫補助金になります。9,200万円ほど、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金ということです。

先日、合同委員会のほうで詳しく説明はあっておりますけれども、タブレット及びプレミアム商品券、その辺が入ってこられ、できるという補助金になっておりますけれども、昨夜、テレビのほうで党首会談みたいな形のものがあるおまして、それが、コロナ対策や物価上昇、そういったもので、今からいろんなものに対応していくということで話があったおりましたけれども、村のほうで、その辺で何か新着情報あれば教えていただきたいんです。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（吉井 誠君）坂本議員のお尋ねの件なんですけれども、新型コロナ臨時交付金につきましては、先日、交付限度額の増額通知が届いております。その中で、通常分としまして1,358万円、それから原油価格・物価高騰分として4,075万円、合計で約5,400万円を交付予定ということで通知が届いております。この交付金につきましては、9月の補正で何らかの施策を考えて予算を計上する予定でございます。

以上です。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番（坂本隆文君）ありがとうございます。

今からそういう交付金がいろいろ出てくるとは思いますので、使い方も、いろんなものをまずは各課のところで考えていただきたい。前もってそういうものを考えていただければなというふうに思いますけれども、今言われた原油価格とか物価高騰、こういったものに自治体では使えるのか分かれまじうでしょうか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（吉井 誠君）通常分と原油価格・物価高騰分との違いとしまして、通常分のできるメニュー、事業のうち、生活支援者に対する事業と事業者支援に関する事業、この2つのメニューに絞り込んで限定的に支給されるものが原油価格・物価高騰分となっております。

具体的に申しますと、生活者支援に関する事業としましては、ひとり親家

庭をはじめとした子育て世代、家計急変学生・生徒に対する給付金の支給とか、生活困窮者や低所得者に対する給付金の支給等がございます。その他、公立大学、専門学校の授業料等の免除とか、そういうのが生活者支援に関する事業として上げられております。

また、事業者支援に関する事業としまして、農林水産、運輸、交通、観光、生活、衛生という項目がございます。これに関しましては、事業者に対する燃料費の高騰の負担軽減ということで、事業者に対する電気・ガス料を含む公共料金の補助であったり、中小企業等の資金調達コストの低減とかいうメニューがございます。この原油価格・物価高騰分につきましては、これからまたメニューを考えて、各課と連携しながら9月の補正に向けて整備していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

1 番議員、尾崎さん。

○1 番（尾崎幸穂君）1 番議員、尾崎です。

ページは15ページ、款6 商工費、項1 商工費、目1 商工業振興費、プレミアム付商品券事業費（プレミアム分）委託料の中身を教えてください。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（吉井 誠君）お答えいたします。

プレミアム付商品券の事業費ということで3,400万円計上させていただいております。これは、人口6,800人と仮定しまして、掛ける5,000円です。5,000円は住民さんから券を買っていただいて、1万円分の商品を返すということで、6,800人掛ける5,000円ということで3,400万円を計上しております。

また、プレミアム付商品券事業事務費委託料としまして380万円、これは商工会とかに券の発行だったり、券の受渡しの事務手数料としてお願いしている分を計上しております。

以上です。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

6 番議員、中西君。

○6 番（中西義信君）6 番、中西です。

同じく15ページの企画商工課の商工費の工業団地に関連してなんですけれども、開発の件に関して、高遊地区でも、関連で申し訳ありませんけれども、全日食前の芝畑のところの開発がもう早くから出ていますけれども、なかなか動きがありませんので、そこらあたりのちょっと分かるところがあれば教えていただければと思います。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）全日食前の芝畑、5条の転用申請が上がったところでございます。平成30年1月に5条許可ということで、県から許可が発出されてございます。それから、もうちょっと時間過ぎておりますが、この4、5条許可、いわゆる転用でございますけれども、につきましては、事業実施主体が県に対して定期的に進捗状況報告を提出しなければならないということになっておりまして、定期的に進捗の報告書が村を通じて県に提出をされてございます。その中身につきましては、進捗が0%という報告なんです、その理由といたしましては、他の病院計画について緊急対応が必要となったためということで記載をされてございます。

書類とは別に、産業課も現状まだ芝畑の状況で、いろいろお話がございすものですから、直接この医療法人と連絡を取っておるところでございますけれども、その中でも、現状、資金繰りを行っておるので、もうしばらく時間をいただきたいということで、重ねて連絡があつておるといふ状況でございます。今分かるのは以上でございます。

以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）多分、平成31年あたりからそういった話は伺っております。定期的に決まった月、たしか11月だったと思っておりますけれども、そういった連絡をする、現状報告をするというのは伺っておりますけれども、おととしまではそういう話を伺っておりますけれども、去年からそういった動きがありませんものですから、できれば、定期的に決まっていることはきちっとやって、報告はしていただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（山下一義君）産業課長。

○産業課長（南利孝文君）定期報告は、県から送付されてきまして、村の農業委員会から該当者に転送するという形を取ってございます。ですので、県の指示に従って村では遂行しておるといふことでございます。

以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）県の事情等もあるでしょうけれども、地域住民はそういうのを気にするところがございすので、きちんとできるところは対応していただきたいと思っております。

あと2つほど、昨日の一般質問等の件から、例えば河原地区の問題とか出たときにちょっと思ったんですけれども、関連ですみません、よろしいでしょうか。

村のホームページで、空き地バンク等が13日に出たんです。そういったところをちょっといろいろお話ししていただければ。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（吉井 誠君）空き地バンクにつきましては、私が4月に上がってからです。地震で被災した6集落も含めまして、積極的に進めていこうかというふうに考えております。6集落へも出向いて、空き地の登録ができるところはしてくださいということでお願いをしております。

本格的に始めたいと計画していますが、次のホームページのリニューアルです。それに向けてちょっと内容を詰めてやっていこうと思うんですけども、その前に今のホームページにも掲載をして、実験といいますか、反応を見て積極的に進めていきたいというふうな感じで思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）内容もちょっと見ましたんですけども、単価そのものは大体平凡な単価なのか、そこらあたりも。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（吉井 誠君）単価につきましては、不動産鑑定士さんに委託をお願いして評価をしてもらっています。その価格を提示しているということです。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）分かりました。できれば、別枠でどんと入れるような形で、いつもホームページの話で申し訳ありませんけれども、どんと入れるような形をしていただければと思います。

それから、先ほど企画課長からも、コロナ対策として就業、ひとり親分とか、何かいろいろお手伝いをしたいという予算が出てくるという話をされましたけれども、これは教育長にお尋ねしますけれども、獣医とかを目指している子どもたちがもしもいれば、県でもそういった予算があるというのはご存じだったでしょうか。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

恥ずかしながら、私は存じ上げませんでした。

○議長（山下一義君）6番議員、中西君。

○6番（中西義信君）県に畜産協会という組織がございまして、そこでいろいろ、自治省の医大と一緒にかもしれませんけれども、若干制約はありますけれども、獣医を目指せば、生活、いろんなあると思いますけれども、志す方に対しては応援することがあります。応援をする部分が畜産協会のところにあります。月額で5万円と、公立が5万円、私立とか東京とか行けば10万円ぐらい月額出せるような助成するシステムがございまして、今後、中学校とかに、もしできれば、私もできますけれども、お伝えしていただければと思います。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）ありがとうございます。早速調べていきたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

8番議員、上野君。

○8番（上野正博君）8番議員、上野です。

15ページの工業団地造成事業の委託料1億2,300万円とありますが、これが第2工業団地測量設計業務委託料でありまして、場所は言わなくても結構です。この前、課長のほうから大まかに説明がありました。約10町ぐらいということで、工業団地の土地の買収から着工までの流れを簡単でいいですから、そこを説明お願いしたいと思えます。

また、もう本村の場合には、他の町村よりも条件が物すごくいいというところで、なかなかチャンスだなということでもありますので、また県から小田さんが出向で来ておられます。小田さんに頑張ってもらって、今後どのような企業誘致活動をされていくのか、簡単でようございますので、お願いします。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（吉井 誠君）お答えいたします。

まず最初に、流れということで、工程を簡単に説明したいと思えます。

今回、測量設計費を計上させていただいております。4月、当初予算に計画の委託をお願いして、それに合わせて産業課と連携をして農振の許可ですか、その申請をやっているところです。大まか了解はいただいております、これから測量設計1億2,300万円の内訳としましては、測量費とか地質調査費、あと設計の費用を入れております。

今回、委託料をお願いした後、直ちに住民説明会、測量同意の説明会を、詳細はまだ説明はできないんですけれども、測量させてくださいということで、6月末から7月上旬にかけて事業の説明を行おうかというふうに考えております。

その後、測量設計をなるべく早く、目標は10月まで。9月末までに終わらせて、10月から開発許可の申請を行いたいというふうに思っております。その中で、調整池だったり文化財の調査であったり、隣地開発の申請であったりとか、一応全ての法的手続が終わるのを2月の末と目標に決めて進めております。造成工事を今年度の来年3月、年度内にどうにか着手をしたいなということで考えております。

今回の場所の立地条件としましては、簡易水道、工水、あと高压電線、光回線がもう全て連結可能な箇所でありまして、県内を見ても、売れ残っているところが、そういう公共設備というか、工水がなかったりとか、高压電線が全く近くになかったりとか、光回線が届いていないところが

売れ残りの原因となっております。今回の場所に関しては全てクリアをしております。

あと、単価に関しましても、県内のT S M C 関連の周辺の地域を調査しております。一番安いところが1万3,000円でしたので、それで予算を組んで計画をしております。総事業費を今のところ9億円と設定してやりくりできればというふうに考えております。

以上です。

○議長（山下一義君）8番議員、上野君。

○8番（上野正博君）工業用地はT S M C 関連企業だけでなく、いつ何時、今後どのような大きな会社が打診してくるか分かりませんので、やはり工業団地は前もって準備して進めておくべきだと思います。

この事業は、やはりちょっとスピード感を持って進めていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（吉井 誠君）すみません、話を一つ忘れておりました。どういった企業さんが来たほうがいいかということなんですけれども、一応、農振の申請をしております。そこら辺は、銀行さんも結構敏感な対応を取られていまして、銀行さんのほうから、西原村が一番早く進んでいるので、企業さんからも照会が多数あっているということで、来週の月曜日には銀行さんと打合せを行うことになっております。

西原村の要望としましては、まず、設備投資が大きいところです。例えば、倉庫とかそういうのではなくて、設備があって、その設備の中で従業員さんがより多く働ける、雇用が大きいところを見込める企業さんを積極的に誘致していければというふうに思っております。スピード感を持って進めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番（宮田勝則君）9番議員、宮田です。

明るい材料があるということで、村として財政面でも、また、いい方向に向かうような、夢を持てるような村になるかと期待もしております。

質問は、総務課になります。

ページが9、6番の諸費です。文化施設等の整備事業の補助金ということで、説明を合同委員会ではいただいたところです。

質問に関しまして、教育委員会もこの事業ありますね。教育委員会の窓口が地震後ありましたので、質問の趣旨的には、内容を再びはっきり線引きをやっていただきたいというところです。

総務課長からの提案でしたので、総務課長よりその答弁をお願いします。
よろしくをお願いします。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）ただいまの宮田議員のご質問にお答えいたします。

現在、この文化施設整備事業の補助金につきまして、震災関係につきましては公民館関係の震災がございまして、その分については、教育委員会のほうで対応していただいております。通常の公民館、震災関係ない部分でござい
ますけれども、それと有線放送につきましては、総務課のほうで今対応して
おるという状況でございまして。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番（宮田勝則君）ありがとうございました。

通常ということのお話と、地震後の基金の取扱いのお話だったということ
であります。基金の関係は100%とは言いませんけれども、ほぼ終わったの
かなというふうに思っていますので、通常ということで、総務課の所管にな
るということであります。何で振ったかという、有線放送の問題がありま
す。補助金等もこうやって出すということで、このやつが単費で出されてい
ますけれども、補助残にも使えるということで、非常にありがたいところ
です。有線放送、いざとなったときの緊急の連絡ということで、集落内では非
常にありがたいということでもありますので、ぜひともこの補助事業を続けて
いただきたい。使い勝手が悪かったというか、窓口が悪かったという話であ
りますけれども、職員自体が自分の担当じゃないというふうに認識していた
経緯がありましたので、ここではっきりさせたいと思ひまして、質問させて
いただきましたので、総務課のほうで今後は所管としてやるということ
です。今後よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

7番議員、西口君。

○7番（西口義充君）8ページ、ちょっと関連ですけれども、8ページの辺地
対策事業債ですけれども、風の里キャンプ場法面、予算を取っていただきま
して、これは本当に早めにしていただけていたと本当に安心します。早くか
ら崩れておりましたので、どうなのかなと思っておりました。

それから、キャンプ場内にあります建物ですけれども、2棟の丸い屋根の
建物があると思います。あれはまだ今の状況どうなっていますか。

○議長（山下一義君）企画商工課長。

○企画商工課長（吉井 誠君）もう全て改修が終わってしまして、使用してい
るような状況でございまして。

○7番（西口義充君）はい、分かりました。2棟ほど残っておりまして、ちょ
っともったいな。今のキャンプブームで、こういう時代で、皆さん自然

の中に溶け込みたいというふうなことで、施設がずっと空いておりましたので、改修ができたということで、よろしくお願いします。ありがとうございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。ありませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第29号、令和4年度西原村一般会計補正予算（第1号）についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前10時48分）

（午前11時03分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第4、議案第30号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を保健衛生課長に求めます。

（保健衛生課長 松下公夫君 登壇 説明）

○保健衛生課長（松下公夫君）議案第30号についてご説明いたします。

議案第30号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億5,116万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

歳入についてご説明いたします。

6ページの歳入予算をお願いします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金45万円の増額補正です。国保会計で雇用している会計年度職員の退職及び退職に伴う新規雇用

に伴い、特定健康診査事業費が増加したことに伴う交付金の増額補正であります。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金42万円の減額補正です。これにつきましては、60歳以上の方及び基礎疾患を有する方の4回目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に伴うワクチン接種事務が発生し、国民健康保険特別会計で雇用している会計年度任用職員を7月から9月までの3か月間、一般会計で新型コロナウイルスワクチン接種事務職員として雇用するため、今回の補正により、先ほど一般会計で計上しておりましたように、一般会計款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費に予算を組み替えております。会計年度職員報酬等の減額に伴う一般会計繰入金の減額補正であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお願いします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費42万円の減額補正です。これにつきましては、歳入でご説明しましたように、60歳以上の方及び基礎疾患を有する方の4回目ワクチン接種に伴い、国保会計で雇用しておりました会計年度任用職員を7月から9月までの3か月間、一般会計で新型コロナウイルスワクチン接種事務員として雇用するため、一般会計に予算組替えを行ったことによる会計年度職員報酬等の減額補正であります。

款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費45万円の増額補正です。これにつきましても、歳入で述べましたように、国保会計で雇用している会計年度任用職員の退職及び新規雇用に伴い、会計年度任用職員報酬等が増加したことによる増額補正であります。

以上でございます。ご審議方よろしくご説明いたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第30号、令和4年度西原村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第30号は原案どおり可決されました。

日程第5、議案第31号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正

予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

（建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明）

○建設課長（廣瀬 太君）議案第31号につきましてご説明いたします。

議案第31号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,300万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億824万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年6月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容につきましてご説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

まずは歳入予算でございます。

款5繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金1,300万円の増額補正。こちらは簡易水道財政基金からの繰入金の増額でございます。

次に、7ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

款1水道事業費、項1営業費用、目1業務費、節12委託料604万円の増額補正でございます。

こちらにつきましては、第2鳥子工業団地までの配水管の本管布設における測量設計業務の委託料でございます。一般会計における工業団地用地関連の測量設計業務予算計上に併せまして、委託料604万円を増額補正するものでございます。

続いて、節14工事請負費714万4,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、鳥子工業団地の4号線付け替え工事と並行しまして、現在布設済みの第2調整池南側から工業団地内の既存する本管まで水道管を布設し、接続を行うための請負工事費585万7,000円の増額補正、また、山西小学校運動場北側の村道万徳新所線道路改良工事に並行して、既存する本管まで水道管を布設し、接続を行うための請負工事費128万7,000円を増額するものでございます。

あと、予備費18万4,000円の減額補正を計上いたしております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。ありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長(山下一義君) 質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「討論なし」の声)

○議長(山下一義君) 討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第31号、令和4年度西原村中央簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第31号は原案どおり可決されました。

日程第6、議案第32号、令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を建設課長に求めます。

(建設課長 廣瀬 太君 登壇 説明)

○建設課長(廣瀬 太君) 議案第32号につきまして説明いたします。

議案第32号、令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)。

開けていただきまして、1ページをお願いします。

令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)。

第1条、令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

第2条、令和4年度西原村工業用水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

左から、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款水道事業収益2,621万8,000円、0円、2,621万8,000円。

第1項営業収益、1,600万8,000円、0円、1,600万8,000円。

第2項営業外収益、1,020万9,000円、0円、1,020万9,000円。

第3項特別利益、1,000円、0円、1,000円。

支出、第1款水道事業費用、2,621万8,000円、0円、2,621万8,000円。

第1項営業費用、1,967万6,000円、マイナス298万円、1,669万6,000円。

第2項営業外費用、70万円、0円、70万円。

第3項特別損失、1,000円、0円、1,000円。

第4項予備費、584万1,000円、298万円、882万1,000円。

2ページをお願いします。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

左から科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

収入、第1款資本的収入、0円、0円、0円。

支出、第1款資本的支出、0円、589万6,000円、589万6,000円。

第1項建設改良費、0円、589万6,000円、589万6,000円。

資本的支出589万6,000円に対して不足する資本的収入については、建設改良積立金536万円、当年度分損益勘定留保資金53万6,000円で補填するものとする。

第4条、予算第5条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり改める。

左から、科目、既決予定額、補正予定額、計の順に読み上げます。

1、職員給与費、1,185万円、マイナス298万円、887万円。

2、公債費、0円、0円、0円。

令和4年6月14日提出、西原村工業用水道事業管理者、熊本県阿蘇郡西原村長。

主な内容についてご説明申し上げます。

5ページをお願いします。

令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算(第1号)説明書。

まずは、収益的収入及び支出でございます。

収益的収入に補正はございません。

続いて、収益的支出でございます。

款1水道事業費用、項1営業費用、目3総係費のうち、給料、手当、法定福利費を合計で298万円の減額補正でございます。主な内容としては、4月の人事異動によるものでございます。

それに伴いまして、項4予備費、目1予備費を298万円増額補正しております。

続いて、資本的収入及び支出でございます。

資本的収入に補正はございません。

次に、資本的支出でございます。

款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水設備工事費、節1委託料589万6,000円の増額補正。こちらは、第2鳥子工業団地までの配水管の本管布設における測量設計業務の委託料でございます。一般会計における工業団地用地関連の測量設計業務予算の計上に併せまして、委託料589万6,000円を増額補正するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

5番議員、坂本君。

○5番(坂本隆文君) 5番、坂本です。

先ほどは、中央簡易水道のところ、第2工業団地の配水管布設設計委託料が640万円あります。今度はこちらのほうで、工業用水のところ、第2

工業団地、こちらも配水設備の業務委託589万6,000円ございますけれども、これというのは、どういった方向で、これ2本別々のところで引かれるということですか。その辺の説明できますでしょうか。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）簡易水道の現在本管があるところから布設する箇所と、工業用水に現在本管があるところから布設する場所の予定地が、全くちよつと離れているところがございます、おのおの現地測量から必要になってくるということもありますし、会計も別々というところもございますので、おのおの委託料を計上しているところがございます。

○議長（山下一義君）5番議員、坂本君。

○5番（坂本隆文君）ありがとうございます。

ということは、配水池の場所が違うということで、自分の考えとしては、これを1本にまとめてできればと思っていたんですけども、法律的なものもあるのかなと、それで別々でしなくちゃならないのかなという考えもあったんですけども、そうではなくて配水池が別々ということによろしかったでしょうか。

○議長（山下一義君）建設課長。

○建設課長（廣瀬 太君）簡易水道と工業用水とは、もともと水源地、配水池、管路から全く別のところを通っているような状況でございますので、現在の既設のところから引くとなれば、やはり場所も全然変わってくるというところで、そこからやはり簡易水道の経路、工業用水の経路を別々に測量して設計するという形になるというところがございます。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第32号、令和4年度西原村工業用水道事業会計補正予算（第1号）についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第32号は原案どおり可決されました。

日程第7、議案第33号、物品購入契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）議案第33号についてご説明いたします。

議案第33号、物品購入契約の締結について。

次のとおり物品購入契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、小型動力ポンプ積載車（4台）及び小型動力ポンプ（3台）購入。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、2,783万円（税抜額2,530万円）。

4、契約の相手方、所在地、熊本県熊本市中央区神水2丁目6番7号、会社名、野々村ポンプ株式会社、代表者、代表取締役湯本淳二。

参考資料としまして、次のページに物品供給仮契約書を添付しております。

各消防団に配備されております小型動力ポンプ積載車と小型動力ポンプにつきましては、これまで経過年数20年を目安として更新、購入をしてきたところでございます。財源としまして、緊急防災・減災事業債が起債充当率100%、交付税措置70%ということから、財源として有効であるため、当該起債のほうを活用し、購入してきております。

当該起債の期限のほうが令和2年度から令和7年度まで延長されたことから、小型動力ポンプ積載車については、本年18年目を迎える2分団5班（大切畑、桑鶴）、3分団3班（出ノ口）、4分団3班（高遊）、7分団1班（瓜生迫）を更新購入するものでございます。

なお、小型動力ポンプにつきましては、経過年数21年となる3分団3班（出ノ口）、経過年数17年となる2分団5班（大切畑、桑鶴）、4分団3班（高遊）を更新購入するものでございます。

なお、今回の新規購入で入れ替える現在の積載車につきましては、前回同様、公売を予定しております。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第33号、物品購入契約の締結についてを原案どおり決することに賛成

の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(山下一義君) 全員起立であります。

よって、議案第33号は原案どおり可決されました。

日程第8、議案第34号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

(総務課長 林田浩之君 登壇 説明)

○総務課長(林田浩之君) 議案第34号についてご説明いたします。

議案第34号、工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和4年6月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

1、契約の目的、西総工第1号、庁舎空調設備他改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、1億1,275万円(税抜額1億250万円)。

4、契約の相手方、所在地、熊本市東町神園2丁目1番1号、会社名、株式会社新星、代表者、代表取締役山本盛重。

次のページに公共工事請負仮契約書を添付しております。

主な概要としましては、庁舎空調設備について、ヒートポンプ、蓄熱水槽タイプで、庁舎建設時、昭和62年から35年間使用しております。空調設備が耐用年数を超え、更新が必要となっておりますが、熊本地震等の影響により配管等の水漏れ等が複数箇所発生しておりましたけれども、そちらにつきましては応急的な対応という形で修繕をしております。設備も古くなっており、適合する部品もないことから、空調設備の一体的な更新を行うものでございます。

また、庁舎の在席表示システム一式につきましても使用に支障を来しており、併せて更新を行うものでございます。

説明は以上でございます。ご審議方よろしく願いいたします。

すみません、先ほど、契約の相手方の所在地のほうで、熊本市東区を熊本市東町と読んでいたということがございますので、東区の誤りでございます。訂正方よろしく願いいたします。

○議長(山下一義君) 内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番議員、宮田君。

○9番(宮田勝則君) 9番議員、宮田です。

合同委員会の中でも説明は受けておりますので、内容的なことは分かって

おります。ちょっと聞きたいのはルール的な問題です。この議会と執行部の在り方についてちょっと議案として出ていますので、確認だけさせていただきます。

議会開会日時、ご存じのとおり、多くの、空調業者だと思っただけですけども、ぞろぞろ入ってきたですね。あれは新星さんですか。

○議長（山下一義君）総務課長。

○総務課長（林田浩之君）お答えいたします。

昨日、庁舎内におられた方々かと思いますが、新星さんで、事前に調査ということでございましたので、一応入っておられたということでございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番（宮田勝則君）私も長いですけども、堂々とやったのは初めてだと思います。議決権を無視したような、ある意味議会軽視に取られてもおかしくない。こういう系列はあまり分からない方がおられますけれども、いかななものかという判断を私はしました。長い歴史の中で、目に見えないところの部分は幾分かあったのは私も承知していますけれども、議決前に堂々と乗り込んでやるのは、1人、2人、こっそり議会が閉じておるときに見に来るとか、そういうのは許せる範疇かもしれませんが、議会軽視と私は見ましたので、この辺は忠告というか、注意をしていただきたいと思います。議決はあくまで、そして議長の印鑑を頂いて執行部に回ってきました。その段階から入っていいということは、最低限の親しき中にも礼儀あり、ルールありということでやっていただければ、議会としていろんな意味でお願いもせないかん、こちら慎重に審議しなければいけないという中において、まずいんじゃないかなと思っただけだったので、これは質問というより忠告になりますけれども、注意していただきたいと思います。

よございませうか。村長も知らなかったと思っただけですけども。

○議長（山下一義君）日置村長。

○村長（日置和彦君）私もどなたかなというように思っておりました。それがこの業者であるならば、言語道断、契約をしないうちから作業に入ると、本当に言語道断であると思っただけです。厳しく業者のほうには指導をしておきたいというふうに思っています。

何か、最後になってお断りしなくちゃなりませんけれども、そこら辺は今後注意をしながらやっていきたいということでございます。

○議長（山下一義君）9番議員、宮田君。

○9番（宮田勝則君）すみません、村長にそういうことをしていただくことではないと私は判断しており、職員の安易な気持ち、なんやかんや少しありましたけれども、前向きな話でみんながやって、議会もそれを承認してきた。特に地震後もそういう傾向でやりましたけれども、やはりこういう大事な1億円以上の契約ですから、5,000万円からしか議会にかかりませんけれども、

全国的に見てもおかしいと。これはニュースで取り上げられてもおかしくないような案件にもなるかと思います。私どももこれを見るときに、会社はどうだろうか、落札比率的にもどうだろうかというチェックはいたします。ただ、あれだけ大勢が来ると、議会はもう認めないかんような状況にもなりますので、いろんな形の中で、今後、職員に言わないかんことです、トップが謝るべき問題ではないと。契約の印鑑までは、それはトップが関係しますけれども、本当は議会に諮って、承認が出てから職員はやるべき問題である。だから、堂々と本庁の中でやるというのはいささかおかしいと思いましたが、指摘をさせていただきました。どうもすみません。ありがとうございます。

○議長（山下一義君）ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

議案第34号、工事請負契約の締結についてを原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、議案第34号は原案どおり可決されました。

日程第9、同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

内容の説明を総務課長に求めます。

（総務課長 林田浩之君 登壇 説明）

○総務課長（林田浩之君）同意第2号についてご説明いたします。

同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

西原村教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年6月14日提出、熊本県阿蘇郡西原村長。

記。

住所、西原村大字小森3527番地14、氏名、竹下あずさ、生年月日、昭和43年10月13日。

提案理由でございます。

西原村教育委員会委員竹下あずさ氏の任期満了に伴い再任いたしたく、任命に対し議会の同意を要するものでございます。これが議案を提出する理由

でございます。

次のページに履歴書を添付しております。

なお、任期につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第5条により、令和4年7月1日から4年間でございます。

説明は以上でございます。ご同意方よろしくお願いいたします。

○議長（山下一義君）内容の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番議員、堀田君。

○4番（堀田直孝君）4番議員、堀田です。

この竹下あずささんを選任するに当たり、ほかに当たられたのか。新たに、ほかに委員さんがいるんじゃないかなろうかというふうに当たられたのか当たられていなかったか。最初から再任でお願いするという気持ちだったのか、いかがでしょう。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

結論から申し上げますと、最初からお願いするつもりでございました。

理由は、現在、竹下氏は県町村委員会連絡協議会の会長を務めておられます。任期が2年でございますので、途中で交代というのはちょっと難しいかなと思ひまして、お願いをしたいと思っております。

以上です。

○議長（山下一義君）4番議員、堀田君。

○4番（堀田直孝君）先般の合同委員会で、竹下さんがいい悪いじゃありませんけれども、制度として、平成23年4月から教育委員を務められておる。そのときの選出がPTA枠、保護者枠ということでされたということでございます。もうそれから十数年ということであれば、保護者枠から外れているんじゃないかなろうかと思うんです。PTA枠から。法律によってされているということであれば、法律的に違反しているということはないのでしょうかということです。

○議長（山下一義君）教育長。

○教育長（竹下良一君）お答えいたします。

まず、教育委員さんについては、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者のうちから地方教育行政の長が議会の同意を得て任命するというところでございます。

竹下氏の現在の活動内容は、ご案内のように、青少年健全育成に尽力しておられます。そして、ご質問の中身の要点の保護者あるいはPTA関係者が委員の中にいるのかというふうな理由だろうと思ひます。実は、前回に承認をいただきました伊澤隆嗣氏が河原小学校及び西原中学校の保護者でございますので、その点はそこで解決するのではないかと認識しております。

どうかよろしくお願ひします。

○議長（山下一義君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声）

○議長（山下一義君）質疑がないようですから、質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「討論なし」の声）

○議長（山下一義君）討論なしと認め、討論を終結します。

これより本案を起立により採決します。

同意第2号、西原村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（山下一義君）全員起立であります。

よって、同意第2号は原案どおり同意することに決定しました。

日程第10、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおりに派遣することにしたいと思ひます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

よって、発議第4号、西原村議会会議規則第129条に伴う議員派遣については、お手元に配付しましたとおりに派遣することに決定しました。

日程第11、組合議会の報告を行います。

組合議会議員から報告がございましたらお願いいたします。

6番議員、中西君。

（6番議員 中西義信君 登壇 報告）

○6番（中西義信君）6番、中西です。

阿蘇広域行政事務組合の報告を行います。

各市町村の議会の合間に広域行政の議会がありますので、若干タイムラグがありますけれども、去る3月25日に令和4年第1回の阿蘇広域行政事務組合の定例会が行われました。内容は、令和3年度の一般会計や湯の里荘の補正予算、会計年度任用職員の報酬等が1件、職員の特殊勤務手当等の支給に関する条例の一部改正が1件、それと、令和4年度の一般会計みやま荘、湯の里荘の当初予算の議案が出まして、全て可決しました。

西原村に関係する分だけを説明いたします。

令和3年度補正予算において、西原村の一般会計における最終負担金は、一般会計が88万円減額補正の5,408万3,000円、湯の里荘分が101万3,000円減額補正の2,096万2,000円でした。今年度、令和4年度当初予算では、まず、

一般会計が総額は33億2,046万2,000円ですが、うち西原村負担金は3,644万9,000円のし尿処理費が主の総額4,950万円、次に、特別養護老人ホームみやま荘が総額3億1,615万3,000円ですが、ここは独立採算制なので、西原村の負担はありません。

最後に、南阿蘇村にあります養護老人ホーム湯の里荘は、総額1億7,128万1,000円で、西原村の負担金は、起債分も含めて2,087万5,000円です。したがって、阿蘇広域行政事務組合への村負担金の総額は7,037万5,000円です。

なお、湯の里荘には、村内から5名の方が入居されておられますが、うち1人の方は入院中とのことです。

以上で、阿蘇広域行政事務組合の報告を終わります。

○議長（山下一義君）ただいま報告が終わりましたが、何かお尋ねはございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）お尋ねがないようですので、自席に帰ってください。

ほかに報告ございませんか。

（「なし」の声）

○議長（山下一義君）ないようでしたら、これで組合議会の報告を終わります。暫時休憩して、次の会議を1時より開きます。

（午前11時57分）

（午後 1時00分）

○議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第12、委員会の閉会中の継続調査申出書についてでございます。

お手元に配付の各常任委員会の申出に従いまして、議会運営委員会委員長宮田勝則君、総務福祉常任委員会委員長中西義信君、産業教育常任委員会委員長西口義充君、議会広報常任委員会委員長坂本隆文君、以上の方から申出がっております。

事件、期限等については記載のとおりです。

お諮りします。各委員会からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

暫時休憩します。

（午後 1時01分）

（午後 1時03分）

- 議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。
お諮りします。お手元に配付の追加議事日程を追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長（山下一義君）異議なしと認め、追加議事日程を日程に追加します。
ただいまお手元にお配りしました文書のとおり、村長、日置和彦君から、6月24日をもって退職したいとの申出がありました。追加日程第1として、村長、日置和彦君の退職の件についてを議題とします。
まず、その申出書を朗読させます。
（事務局長 米口三喜男君 登壇 朗読）
- 事務局長（米口三喜男君）辞表。
私儀、このたび、一身上の都合により、勝手ながら令和4年6月24日をもって辞職いたしたく、ここにお願い申し上げます。
令和4年6月16日、西原村長日置和彦。
西原村議会議長山下一義様。
以上です。
- 議長（山下一義君）ここで、村長に少しの間退席をお願いいたします。
（村長退席）
- 議長（山下一義君）暫時休憩します。
（午後 1時05分）

（午後 1時05分）
- 議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。
お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声）
- 議長（山下一義君）異議なしと認めます。
村長、日置和彦君の退職に同意することに決定しました。
暫時休憩します。
（午後 1時05分）

（午後 1時06分）
- 議長（山下一義君）休憩前に引き続き会議を再開します。
村長に報告します。
村長の退職の件について、同意することに決定しました。
村長、退職に当たり挨拶をお願いいたします。
村長、お願いします。
- 村長（日置和彦君）退職に同意をしていただきまして、ありがとうございます。

退職、ここまでいろんなことがございましたけれども、何かしら寂しさも今こみ上げてきているところでもございます。平成20年に村長として就任をさせていただきました。厳しい選挙戦を戦って、幸いなことに村長ということでございましたけれども、まずもって初めての仕事、そして一般人からの村長就任ということで、なるまでは一生懸命に選挙戦を戦いましたけれども、当選したときには、俺で大丈夫なのかなとか不安の中でした。しっかり応援していただいた方も「俺は、日置さん、あんたば応援したばってんが、あんた大丈夫だろうな」と、そんな言葉をかけていただきました。それが私の励みにもなりました。

何事にも、いろんなことにも挑戦し、自分の力が100%だったらば、150%の力を出し切れれば村民の方々に認めてもらえるんじゃないかなということ、最初思ったのは、そういった形で自分の持てる力は十二分に発揮しよう。発揮しても、それはその前の村長さんの方がおられましたので、3期の方と1期目のなったばかりの私が比較するには、比較してもらうに当たらないかというような思いでございました。それは最初ですね。1期目は激しい選挙戦でもございました。私になったときに、議会のほうもやっぱり与党、野党という形になりました。ただ、与党のほうが多うございました。宮田議員ご存じでありますけれども、与党のほうが多かったということで、議会運営のほうは順調に行きましたけれども、議員さん同士が議員控室辺りで罵声が飛んだり、大きい声でわあわあと言って、けんかか何か知りませんが、そんな声も聞こえておりました。何かしら自分になったから皆さんに気まずい思いをさせているんじゃないかなということ、自分自身に問いかけて、悪いなということも思いました。

当時の議長が今村議長で、今村議長よりも野党の方々が激しい口調でいろんなことを言っておられたと。昨日、たまたまあそこに当時の議長もおいででございました。夕方、なら、みんなで私の自宅に行こうかという話になって、おいでいただきました。今村議長もその当時は、村長に文句のあつとじゃなか、私に文句があつとだんということでありましたけれども、やはり大変な苦勞をさせたなということで、昨日は話をいたしました。

そして、1期目、私のほうは順調な船出であったというふうに思います。いろんな当初から、議員を2期しておりましたので、こんな問題を解決するのはいいなということも考えておりましたので、その問題を一つずつ片づけていきました。まずは、この西原村の道路を、暗いから全部街灯をつけようという思いがありましたけれども、まずは子どもたちの通学道路には街灯をつけようということで、街灯をつけました。それが第1回目の仕事であって、それがスタートでございました。

1期目はそのほかにもいろんなことやりまして、私にとってはまずまずの1期目であったというふうに思います。

2期目になると、今度は宗教問題が発生いたしました。村民挙げて反対運動をするということになりましたけれども、やはり当時は、自分から手を挙げてするということはあまりなされませんでした、住民の方々も。そういう中で、この西原村をどうしても守らないかんということで、何かしら私も何かのろしを上げんといかんということで、矢面に私が立ちますから、皆さん、頑張ってくださいと言ったところ、皆が拍手して立ち上がっていただきました。西原村を守る会ができました。やはり住民パワーというのは強いものであって、それからじわじわと宗教団体も引っ込んでいったと。大変な団体でございました。カルト集団ということで、佐賀のほうに本部があつて、佐賀のほうにも行きました。行けば、本当にあまり人がおりませんけれども、何か会合があるときには、道路は渋滞するような会合があるということで、体育館のような建物が幾つもございました。そこに何人かはおられましたけれども、ここが、こういった施設が西原村に来るようになったら大変なことになるということで、そのときちょうど泉力がお店を閉められました。その後を買うような話もございました。これはいかんと。あそこに来て、あそこに住居を構えて、オウム教のようになるならば、この村は宗教団体に乗っ取られるという思いで、ならどうしようかといって。それで、それは村が買おうということで、買わせていただきました。ただ、幾らで入れるかということもいろいろ考えるわけです。それで、議員さんのほうから、村長、あんたに任せると。逆にこれを含めて金額で入れということ言えば、どこかで漏れることもございますので、値段も言わんでください、自分の思う額で入れてくださいということでありました。5,100万円で入れました。

入札が終わって、開札する前に、それは村長、安過ぎるぞという議員さんからも話もございました。入札というのは、今まで何回もやってきましたので、5,000万円は来るかもしれない。4,000万円で終わるかもしれないと。これを確実に取るためには、やっぱり5,000万円、5,100万円入れると、その100万円がみそということで入れましたら、次の2番札、3番の札は3,000万円そこそこでした。なぜかというと、その2人はグループだから、上の人がいざという時は下りると。入札保証金というか、積まんといかんものだから、それには1割減だから、1割減でも3番札が落ちるというシステムになつたんじゃないかなというふうに思っています。

それで、5,100万円獲ったということで、また後ほどやりますけれども、あれもまだ今期のうちにどうにかせんといかんという思いはございました。

そして、2期目の終わりに、4月16日、熊本地震が発生し、この西原村もあのような悲惨な状況でございました。震度7ということで、以前からそれに対しては対策を講じておりました。西原村には必ず布田川断層があるから地震が来るということを想定して、避難訓練、防災訓練をやっておりました。そのおかげで40名の生き埋めの方も全員を救出して、9名の方は残念ながら

お亡くなりになりました。それは一瞬のうちにはりの下敷きとか、そういう形でありまして、亡くなりましたけれども、被害を最小限に抑えたんじゃないかなというふうに思います。

最近、9名の方は関連死が増えているということで、そういった状況の中で、それから復旧、復旧ということで、私も地震当時、1階の今の産業課のところで、後ろに課長がおるけん、前の席の係長の席が空いとったけん、そこに座って、ずっとあそこで陣頭指揮を取って、2階の職員は全部下りろと。そして、情報は常に皆が共有して、この厳しさを共有して、2階で仕事せんでよか。パソコン持って来てくださいということで、下りてきていただきました。あそこで全員が仕事をして、よそからの見舞客が来ても、村長はあそこにおるですばいと言うたら、後ろのほうに課長がおられましたので、そちらのほうに行って挨拶をされたこともございました。おかしい話ですけども、多くの方が西原村を支援していただきまして、本当に助かりました。

やっぱり佐賀県から4,440名の方が来ていただきました。本当に西原村には佐賀県の人ばかりおるといような感じさえするように、役場の職員が見えないというように思いがするよな、佐賀県から多くの方が来ていただきました。佐賀県全市町を回りました。県知事からも「村長、人間ならじゃんじゃんやるけん」と、「それを使うてください」と。惜しみなく怒って使うてよかけんということで、お許しいただきましたけれども、よそから来た人に、そうやかましい言うわけにはまいりませんので、お互いそれが佐賀県の人でも我が事のように村に来て頑張ってくださいました。

全市町を回ってきましたけれども、やはり、町村会の全体会議が東京あたりでありますと、あのときも佐賀県の市町村長、村長はおりませんけれども、市長、町長のところに、あのときはお世話になりましたと挨拶回りをします。「いえいえ、もうよかですか」という話になるんです。本当に皆さん方にはお世話になって、佐賀県のほうに足を向けて寝られませんというよな話もしながら、今では、そういったことがあったという話であります。

そして、3期目が終わりました。

3期が終わって、もう腰のあんばいが悪いときでございました。後援会に相談して、もうここで引退させてもらうならという思いで相談しました。しかし、後援会はずんなり私の話を聞いてもらえない。村長、体育館もまだだろうと。復旧もまだだろうと。確かにそうでした。しかし、それぞれがもう予算になってきてしまつとるけん、たつるばつかだけん終わるけん。いや、そうじゃないと、あなたがやりかけた仕事は、あなたが最後まで現場で見て完成させてくださいよと。後援会の方々も必死になって私を止められました。涙声で、涙を出しながら私にそう言って、とどまるように話をしていただきました。

男を泣かせて、そこまで私が言うわけにまいりませんので、その日は、子

どもたちも全部よせて、女房もあわせて、今日はまた来なるもんね、もう3日目でしたから、連続の。また来なるけん、今日おまえたちも言わなんぞで。辞めさせてくださいと言わなんぞで。お父さんの体が心配だから辞めさせてくださいと言わなんぞと言いましたけれども、それを言う前に、もうその涙を見たときに分かったと、出ますと。出ますと言うたものの、選挙をせんといかんけん、通るか通らんか分からんばってんが、出ますと。な一ん、あんたがでらなん誰も出らんと励ましていただきましたけれども、そういったことで4期目も当選させていただきました。

皆さん方の選挙事務所を回るときも、全て回らせていただきましたけれども、椅子に座って挨拶をさせていただいたことを覚えております。本当にあの私の状況を見れば、もうせんでよかろうたいという声も上がっているんだろうなという思いも思いましたけれども、出馬したなら仕方がないということで、最後まで頑張らせていただきました。

出陣式、そして、1日目終われば、もうすぐ当選祝いときて、挨拶しますけれども、後ろのほうにお客さん、県議、代議士、いろいろおられますけれども、もう全ての方が「村長、大丈夫な、もう、すぐ病院行きなさい」と私の体のことばかり心配していただきました。やはりここはもう選挙じゃない、人間の話というような思いで、その後すぐ、言葉に甘えるんじゃないけれども、このままじゃいかんということで、1か月間またリハビリ関係ということで入院をさせていただきました。

そして、この役場の中を4期目歩いておられますと、やはり、つまずいて倒れたり、階段で倒れたり、階段は上りだからよかったものの、下りだったら大変なことになっておるということで、ちょっと裏から車を置いて入ってきますと、15cmぐらいの段差がございます。段差があるから足を上げて上がらんといかんということは分かっておりますけれども、そこでつまずいて、最後は頭で自分の倒れるのを防いだ。防いだというか、倒れましたので。そういったことが何回かございました。

このまましておく、私は命に関わりはせんかなと。むしろ階段を上から下りるときに落ちたならば、下まで行きます。どういうことになるかと。階段を上るときに後ろに倒れることもございました。倒れはしませんでしたけれども、倒れるような感じで、もう手すりをしっかり、手すりのそばしか歩きませんでした。手すりを握って倒れるのをこらえていました。そういったことがあれば、私の命も分からんなど。いつまで続くか分からんなどという思いで、今回、退職と、辞職ということで、皆さん方に甘えて、今日承認をしていただきました。

最後の4期目の皆さん方、私にとって忘れることのできない10名の議員さんであったというふうに思います。山下議長はじめ、何しろもめることなく、議会でもスムーズにあって、今日は気を遣って、私が、宮田議員がちょうど

そこに最後に言われましたけれども、質問もないということで、今日1日が終わりました。来週の金曜日、24日が一応会期末となっておりますので、その日が退職日ということで、自分から提出をさせていただきました。本当に勝手であります。なるときはしっかりと頭を下げてください、体が悪くなったからといって辞めていくと。私も後ろ髪引かれるような思いであります。本当に志半ばで辞めるという形になります。まさしく私にとって断腸の思いであります。本当に何と言っていいか分からないほど、つらい今回の定例会でございました。

しかし、いずれはこうなるだろうと。ここで、役場で倒れて、頭打って亡くなるよりかいよいよと、女房たちも子どもたちも。子どもたちにまず、今日は話あるけん、ちょっと集まらんかと言ったときにも、電話先で「お父さん、辞めるとだろう」と、それが第一声でした。「うん、辞めようと思とるけん」と言って、お前どんにも一口言おうかと思ってからで。「もうよかばいた、辞めてよかばいた」て。

弟からも話があって、「兄貴、もう辞めて。あんたが頑張ったっちゃ、もう村民の方々は皆知とんなって。これ以上悪うなってもう本当に動けんくなったら、あんたの人生何なのか。一生懸命頑張ったばってんが、結果は何もならないよと、どぎゃん頑張ったっちゃ、5年、10年、20年先にはもう忘れられとる人間だから。だから、今まできたから、これはあんたがきばったことは皆が認めとる」ということを言って、最後に弟がそういった言葉が私の決め手でもございました。お前がそう言うならよかたいて。もうよか。もう決心したと。辞めると。誰が何と言おうとやめるけんなどと言ってですね、今日を迎えたわけでございます。

やっぱり最後の議会の議員の皆さん方は、私にとって忘れることはできない。1期目もそうでした。2期目もそうでした。3期目の議長は宮田議長でした。地震のとき、本当に大変なときに議長だったと思います。事あるごとにいろいろ2人で相談しながら、議会も全て協力すると。議会も短くせんといかんけん、一般質問もせんばいたというようなことで協力していただきました。本当に宮田議長にはそういうふうなこと、いろんなことで気を遣っていただき、そして、東京へ行くときも、おどんも行こうかと言って、東京まで一緒に予算要求に行っていました。

しかし、議員さんはあんまり何て言わんといてくださいと。私がもう言うとるけん、そこでちゃんとしとるけん。こうやって皆さん方が一緒に来るということを見せつけると、議会もみんな一緒になって一心同体で皆来られたんだと、そこが一番いいところだから、そこを見せつけると役所は納得してくれるということで行きました。予算が足らん、幾ら足らんとかいうことに、20億円足らん。何ば今まで言わんだったか。当時の担当に話をして、ばってんもらってこんといかんと、もろてくるためにはどやんせなんかなと。

もう最後泣き落としかなと、あるいは強硬策かなということで国交省に行きました。案の定、1回目は門前払い。村長さんそんなこと言われてもできませんもんね。もう何遍来たっちゃできんですばいて。これはいかんな、手ごわいなど。それでまた2回目行きました。また来たんですかと。はい、来ます。できるだけ来ます。何回来なさったってできんことはできんですばいと。財政が駄目というんですけん、できんですばい。ほんなこてできんとだろかなと思いながらも、よっしゃ、あと一遍。最後ということで行きました。国交省に。また来なったごたですなと、ちょっと声を太して言われて、はい、何遍も来ます。私は子どもの使い番じゃありませんと。このお金をもらって帰らんと、うちの住民は路頭に迷うですもん。夜も寝るところがなかつすよと。私が帰つとば住民の方々は待つとらすですもんね。ただじゃ帰られんとです。机たたきながら思いを込めてお話をしました。

それから、やがて、そういうやり取りを何回かしよるうちに、「村長、分かりました。どやんかします」と。よし。どやんかします言うたら必ずやりますので。全額つくのか、8割しかつかんのか分かりませんところもありますけれども、そこにかけてしとつたら、10割つきました。全額20億円。途中で行ってもらうんだから、あんたは何してもらったんかいというふうによその自治体からも聞かれますけれども、ただお願いしたっですたい。何もせんで。ただ、その金を持って帰らんと、うちの村民は路頭に迷う。住むところもないと。そういうことだからよろしくお願ひしますって言うたら、やりましたんですよと。それは簡単なことばってん、そこまで来るまでが簡単じゃございせんでした。

そういったことを踏まえて、もう復旧が終わりました。体育館が完成しました。あとは運動公園だけ。運動公園も4月には仮設住宅から撤去されるというような話でありますので、来年には完成の運びとなるということでございます。

議員の皆さん方も、今後そういったことで、昨日も言いましたように、我々はあれを造るのが目的ではないと。あれをうまく利用して、村民の方々の健康づくりの拠点、スポーツの拠点、防災の拠点、いろんなところをあそこを拠点にして、村民があそこで潤いをもらえらるようしていくのが我々の仕事であるというふうに思います。どうか、そういったことでありますので、これ以上話すと涙腺がもう緩んできますので、話しませんけれども、どうか皆さん方には私の夢を託しますので、その夢をかなえてやってください。勝手なお願いですけれども、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

私も、まだまだ足はかなわんけれども、あごはかないますので、何かあるときは相談に乗ったり、次の村長、誰になるか分かりませんけれども、なられた方があるときは、その方と協力していけたらなというふうに思います。

今までのいきさつ、今までの過程、今後のこと、申し送り事項ありますけ

れども、今後のこと、いろいろなことがございます。やはり、私の生の声を聞いていただいて、この村づくりに、私も残された人生、もう遠くはございません。今年で75歳。後期高齢者です。85まで生きてあと10年。そのぐらいのものでしょう。しかし、病気がありますので分かりませんが、どこで事故するか分かりませんが、どうか私も遠くのほうから役場のほうを見て、そして皆さん方のお顔を一人一人見ながら、そして、皆さん方が一致団決して、この西原村を、このすばらしい西原村を盛り上げていていただければありがたいと思います。

本当に、長い間、約14年間村長させていただきました。職員の中にも、もう半分は私が村長になって採用した職員ばかりであります。もう今は、子や孫と一緒に仕事しよったというようなことでございます。定年間近の人は兄弟分だけけれども、50歳そこそこが子どもだから、子どもと孫と一緒に今まで仕事してきたというふうな思いであります。今日は役場職員と飲んできた女房に言うと、「なんね、孫ごたつとまた飲んだらろう、また」と怒られましたけれども、やはりそこが若い者の話は若い者の話なりにいろんな話があるし、悩みもあるし、聞くことも聞きますけれども、本当に今思えば楽しゅうございました。楽しく去ってまいりますけれども、あと1週間ぐらいございまして、あと1週間の私の籍あるけん、そのうちあそこの書類を片づけたりしたいというふうに思います。

また、暇があられる方は、お声かけていただければ、飲むとなら一緒に行きますけん、どうぞよろしく願い申し上げたいと思います。

本当に長い間ありがとうございました。お世話になりました。

○議長（山下一義君）村議会を代表しまして一言、お礼を言わせていただきます。

村長におかれましては、議会を2期8年、首長として14年、合わせて22年の間、この村のために、一生懸命この村を愛して、本当に自分の人脈、そしてつながりを一番大事にして、村長がいつも言われておりました。僕が受け継いだときは8億円しかなかったと。今どうですか皆さん、執行部の皆さんと村長のおかげで、この村の財政、本当によくなりました。これもひとえに村長、そして執行部のおかげだと、私たち議会、そして住民の皆さんも感謝をしております。ここに、私は村長に対して感謝状と功労賞をあげるのが一番いいと考えておりましたが、まだ、その必要はないと思います。24日もありますし。

先ほどから、村長がお話しされておりましたとおり、本当に村長は波乱万丈の首長生活だったと私たちはいつも思っておりました。先ほども村長が話されましたように、宗教問題については、住民と行政、そして議会と一緒に、自分の身にかけて、自分が矢面に立ってこの西原村を守られたということを私たちはよく知っております。本当に村長のおかげであります。

そして、3期目が私たちと一緒に地震、この天と地とひっくり返るような、西原村の無残な苦しい被災におうて、村長も本当に、私も夜中に役場に来ましたけれども、夜陣を取って一生懸命村のために1週間帰らない。奥さんも心配しておりました。うちのことをうしてて、奥さんのそういうふうな言葉も私も聞きました。それを顧みず、やっぱり村のために一生懸命やっていたかったです。本当にありがとうございました。

しばらくは体を療養されて、そしてまた私たちの要望も聞いていただいて、そして、2年後には村議がありますので、村議選にもまた出ていただいても結構です。よろしくお願ひしたいと思います。

本当にお世話になりました、長い間。ご苦労かけました、本当に。ありがとうございました。

以上をもちまして、言い尽くせませんが、最後の言葉に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○村長（日置和彦君）ありがとうございました。わざわざお言葉をいただきました。

しかし、私はこれほど、地震があった。その前に宗教があった。地震がありました。これほどやりがいを感じたことはございませんでした。これがあったから頑張るぞという気持ちになりました。

それと、あと一つ、この14年間、8時よりか以降に来たことはございません。7時50分から55分の間に来るよというので、今日も8時前に来ました。それだけは、どんなに毎日飲もうが、職員よりか後に来つといかんと。職員を出迎えるという気持ちで8時前にほとんど来ました。ほとんど全部来ました。それも女房のおかげもあります。女房も毎日、365日、日曜だけありませんけれども、毎日自分で弁当作って、14年間弁当作ってきました。孫たちが言う。写真撮って、これがばあちゃん弁当だんちゅうことでそれを持ってですね、全部完食、毎日全部完食。ばあちゃんと子どもがけんかしたときも、「お父さん全部食べてきなつとよ」と言って、食べんとほかには喰うとが、なかつたもんて言うてから、いろいろやっておりましたけれども、そういったことで、女房にも大分苦労かけたなど、夜中にもお客さん連れてきたり、やりましたけれども、しかし、女房はこんなことを言ってくれました。「お父さん、誰も来んよかよかよ」と。人が来たほうがよかと。うちが、いいからみんなお客さん来なるとだけん、今からもじゃんじゃん連れてきたらいいよ。よし、分かった。俺がそぎゃんごつするけんというので、夜中に電話して、今から来るけん、うちに寄っていただいたこともございました。職員も何回か来ましたけれどもね。

それから、今、議長のほうからご挨拶あって、涙声で、しっかり聞かんと分からんことあったばってん、本当にありがとうございました。議長もあと2年余りで、議長を交代したらまた再度議長になれるか分かりませんけれ

ども、どうかよろしくお願ひ申し上げます。本当にありがとうございました。

○議長（山下一義君）お諮りします。本日の議事日程及び本定例会の会議に付された議事は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（山下一義君）異議なしと認めます。本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。これをもって、令和4年第2回西原村議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

午後 1時44分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

熊本県阿蘇郡西原村議会議長 山 下 一 義

9 番議員 宮 田 勝 則

1 番議員 尾 崎 幸 穂

令和4年

第2回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和4年

第2回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会

令和4年

第2回定例会

熊本県阿蘇郡西原村議会